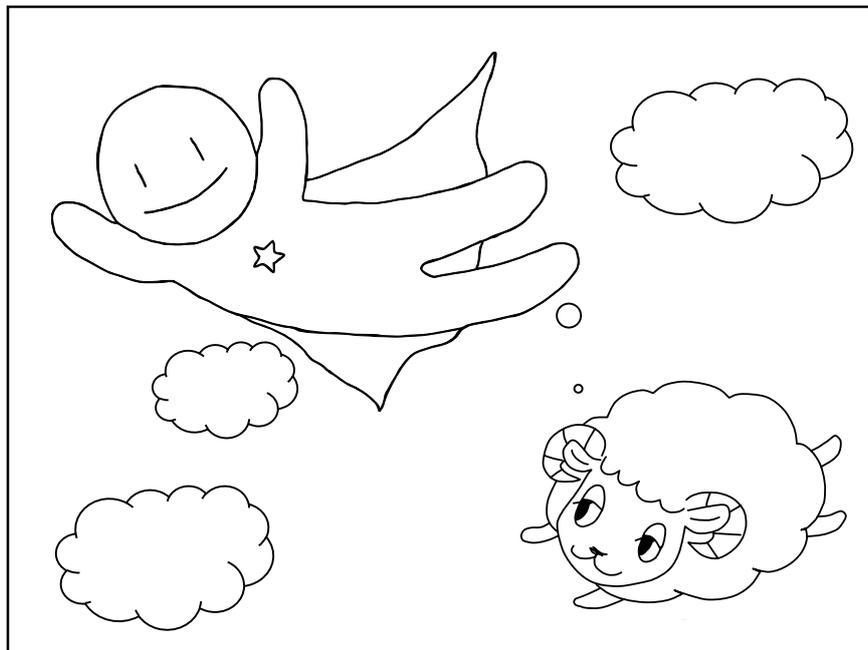


平成27年度(2015年度)

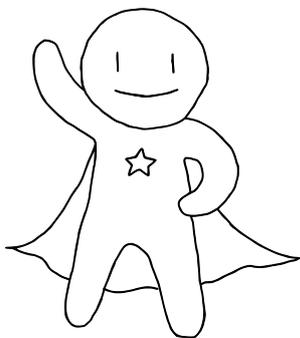
志免町子どもの権利救済活動報告書



志免町子どもの権利救済委員

志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)

☆ 表紙の絵は、志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)のキャラクター「子どものみかたマン」と「しめえー」です。相談室のカードやチラシにも登場します。



子どものみかたマン



しめえー

ごあいさつ

平成 19 年に九州で初めて「子どもの権利条例」を施行した福岡県志免町では、同時に子どもを守る制度として「子どもの権利救済委員」を任命し、相談窓口として「子どもの権利相談室」を設置しました。この報告書は、制度発足 9 年目の活動をまとめたものです。

志免町子どもの権利相談室は、第三者機関として当初より町役場とは違う場所に設置されていました。そして平成 21 年度より町民の利用の多い多目的施設「シーメイト」に移転し、また愛称を公募して「SK²S（スキッズ：志免町子どもの権利相談室の頭文字）」としました。

志免町の子ども達が安全で明るい毎日の生活がおくれ、自分の意思が尊重されるという当たり前の幸せが子どもの権利が守られている状態だと思います。そのために救済委員や相談員が少しでもお役にたてれば、という思いで活動してきた状況を報告します。

平成 28 年 3 月

志免町子どもの権利代表救済委員

安部 計彦

目 次

ごあいさつ

I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯	1
2 志免町子どもの権利救済委員制度の概要（平成 27 年度）.....	3
3 志免町子どもの権利相談室年表	4

II 活動報告

1 子どもの権利相談室の相談活動	8
・27 年度の相談活動の状況	
2 子どもの権利相談室の救済活動	15
・27 年度の救済活動の状況	
3 広報活動	16
4 1 年間の活動概要	18
5 活動を振り返って	39
子どもの権利代表救済委員 安部 計彦	
子どもの権利救済委員 安原 伸人	
子どもの権利救済委員 調 優子	

資料

資料 1 志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述・・・	47
資料 2 人権教育学習講演後のアンケート自由記述.....	50
資料 3 出張相談室チラシ	53
その他 「SK ² S スキッズ便り」13 号・14 号	

I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯

平成 19 年度から、志免町子どもの権利条例が施行されました。この条例は、平成 13 年度から検討をはじめ、実に約 5 年半の月日をかけて策定されたものです。平成 16 年度からは志免町子どもの権利条例制定委員会を発足し、そこで条例の中身が審議されました。抽象的な表現が多い条文の中で、唯一具体的な施策を規定しており、委員の全員の賛成をもって盛り込まれたのが子どもの権利救済委員の条文です。条例の第 2 章では子どものもつ様々な権利を挙げています。中でも第 9 条に規定される、安心して生きる権利については特に制定委員の関心が高く、最も重要であるという意向が強く示されました。その権利を保障するための制度として救済制度は必要であり、規則や要綱ではなく、条例で定めるべきと判断されたのです。

救済委員には大きく三つの特徴があります。一つ目は、救済委員が調査、調整、勧告、是正要請を行うことができる点です。相談者は相談をするだけでなく、必要とあれば申立てができ、救済委員はその内容を審議した後、調査や調整を行います。場合によっては権利侵害を行った側に勧告や是正要請を行い、改善がなされたかの措置報告を求めることができます。相談者からすれば、相談から救済までの動きをひとつの機関で対応されるので、大きな安心感が得られます。実際には、一方的に勧告や是正要請をして、相手側と子どもとを対立させてしまっては子どもにとって最善の方法とはいえなくなるため、権利侵害を行った側とされた側がどのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた人間関係の調整を行うことが救済委員の大きな役割となりますが、勧告や是正要請の権限があることに大きな意義があります。

二つ目は、18 歳未満の子どもをすべて対象としている点です。大人だけでなく、子ども自身が直接相談や申立てをすることができ、自分の意見をまだ言うことができない低年齢児については、保護者などが代弁する方法をとることができます。町にある既存の相談窓口は、就学前、学齢期などの担当が分かれて

おり、一つの部署で完結できていないのが現状です。また、町内に高等学校がなく、中学卒業後の子どもがどこに相談すればよいのか分かりづらいという点もあります。そこで、18歳未満のすべての子どもを一つの機関で対象とするのは相談者からすれば分かりやすく、利用しやすいという利点があります。

三つ目は、救済委員が独立した公的第三者機関である点です。救済委員が町や保育所・学校などの子ども施設、地域の団体などのどこにも属さないことで、子どもも大人も安心して相談し、救済を求めることができます。

以上の三点から、子どもの権利救済委員は、既存の相談窓口とは異なる特徴をもつ、子どもの最善の利益を考慮した画期的な機関といえます。このようなことから、条例にぜひ盛り込むべきとされ、設置することとなりました。

2 志免町子どもの権利救済委員制度の概要(平成 27 年度)

●子どもの権利救済委員

平成 25 年 3 月町議会で救済委員の人事案件可決、4 月委嘱状交付

子どもの権利代表救済委員	安部 計彦	西南学院大学教授
子どもの権利救済委員	調 優子	特定非営利活動法人 九州大学こころと そだちの相談室 臨床心理士
子どもの権利救済委員	安原 伸人	安原・松村・安孫子法律事務所 弁護士

●子どもの権利相談員

救済委員の直接の窓口となる相談員

嶋崎 景子	平成 24 年 5 月～
井上 純子	平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月
大串 富士子	平成 27 年 4 月～

●子どもの権利相談室

志免町大字志免 451-1

志免町総合福祉施設シーメイト施設内

●開室日時

火・木曜日：13 時～19 時 土曜日：10 時～17 時

●広報活動日

水曜日：10 時～17 時

●相談体制

相談員 3 名のうち原則として 2 名となるようローテーション

相談員は相談の電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告

救済委員は適宜交代で相談室にて業務

毎月 1 回子どもの権利救済委員会議を開催

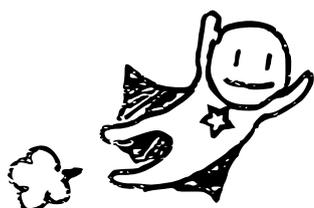
●事務局：志免町子育て支援課

3 志免町子どもの権利相談室 年表



<p>2007年度 (平成十九年度)</p>	<p>4月 7月 10月 11月</p>	<p>志免町子どもの権利条例 施行 志免町子どもの権利救済委員 任命 志免町子どもの権利相談室 開設 (坂瀬共同利用施設内 子どもの居場所「リリース」と併設) 全国自治体シンポジウム参加 (愛知県高浜市) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員) 志免町子どもの権利フェスタ '07 参加</p> <p style="text-align: right;">救済活動：自己発意による調査・調整 1件</p>
<p>2008年度 (平成二十年度)</p>	<p>6月 9月 10月 11月 12月 2月 3月</p>	<p>志免町子どもの権利委員会に出席・報告 (安部救済委員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム参加 (東京都世田谷区) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員) 子どもの権利フェスタ '08 参加 志免町児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (安原救済委員) 人権教育学習講演 (安部救済委員) シーメイトに相談室が移転 愛称を公募・スキッズに決定 相談目的でなくても来室可能とする</p> 
<p>2009年度 (平成二十一年度)</p>	<p>5月 6月 7月 9月 12月 1月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 子どもの権利委員会に出席・報告 (調救済委員) スキッズだより 1号配布 全国自治体シンポジウム参加 (北海道札幌市) 中学生アンケート実施 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) スキッズだより 2号配布 人権教育学習講演 (安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (調救済委員)</p> <p style="text-align: right;">救済活動：救済申立て 7件</p>

2010年度 (平成二十二年 度)	5月	シーメイトこどもまつりに参加
	7月	ミニ講座&座談会開催 (安部救済委員) スキッズ便り 3号配布
	9月	中学生アンケート実施
	10月	全国自治体シンポジウム事務局参加 (石川県白山市) スキッズ便り 4号配布
	11月	ミニ講座&座談会開催 (調救済委員)
	12月	人権教育学習講演 (安原救済委員) 子どもの権利フェスタ 2010 参加
	1月	人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)
	2月	児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (安部救済委員) 救済活動：自己発意による調整 1件
2011年度 (平成二十三 年度)	5月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催 (安原救済委員)
	7月	スキッズだより 5号配布 子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員)
	8月	夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免南小学校)
	9月	町内小中学校訪問(安原救済委員・調救済委員・相談員) 中学生アンケート実施
	10月	全国自治体シンポジウム事務局参加(大阪府泉南市)
	11月	子どもの権利フェスタ 2011 参加
	12月	スキッズだより 6号配布 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)



<p>2012年度 (平成二十四年度)</p>	<p>5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催 (安部救済委員) スキッズだより 7号配布 町内小学校訪問 (調救済委員・相談員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(東京都目黒区) 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員・相談員) 子どもの権利フェスタ 2012 参加 スキッズだより 8号配布 市民フォーラムに報告者として参加 (事務局・相談員) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員)</p> <p style="text-align: center;">救済活動：依頼に基づく調整 1件</p>
<p>2013年度 (平成二十五年度)</p>	<p>5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 3月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 スキッズだより 9号配布 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 中学生アンケート実施 町内会議で報告書とパンフレット配布 町内学校訪問 (調救済委員・相談員) 全国自治体シンポジウム参加(長野県松本市)調救済委員・事務局 志免西小学校出張相談室開始 (月1回) 子どもの権利フェスタ 2013 参加 市民フォーラムに報告者として参加 (調救済委員) スキッズだより 10号配布 (小中学校・町内回覧) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) 志免町虐待等防止ネットワーク会議での講演 (安部救済員) フォーラム第4分科会会議参加 (調救済委員・事務局・相談員)</p> <p style="text-align: center;">救済活動：救済申立て 1件</p>

2014年度 (平成二十六年)	4月	志免西小学校出張相談室(月1回)
	5月	シーメイトこどもまつりに参加
	5~6月	町内学校訪問(調救济委員・相談員)
	7月	スキッズだより11号配布(小中学校・町内回覧) 市民フォーラム交流会参加(安原救济委員・事務局・相談員)
	7~8月	夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央・志免西・志免南小学校) 子どもの権利委員会に出席・報告(安原救济委員・調救济委員)
	9月	中学生アンケート実施 ふくおか子どもの権利研究会設立準備会に参加(事務局・相談員) 筑前町による視察(事務局・相談室) 全国自治体シンポジウム(青森市)参加(事務局)
	10月	武蔵野市による視察(事務局・相談室) 那珂川町による視察(事務局・相談室)
	11月	子どもの権利フェスタ2014参加 福岡県知事のスキッズ来室(ふるさと訪問として) 市民フォーラムに報告者として参加(調救济委員・相談員)
	12月	人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救济委員) スキッズだより12号配布(小中学校・町内回覧)
	1月	毎日新聞取材(事務局・相談員)
	2月	福岡県人権教育研修会に報告者として参加(調救济委員・事務局)
	3月	福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加(事務局)



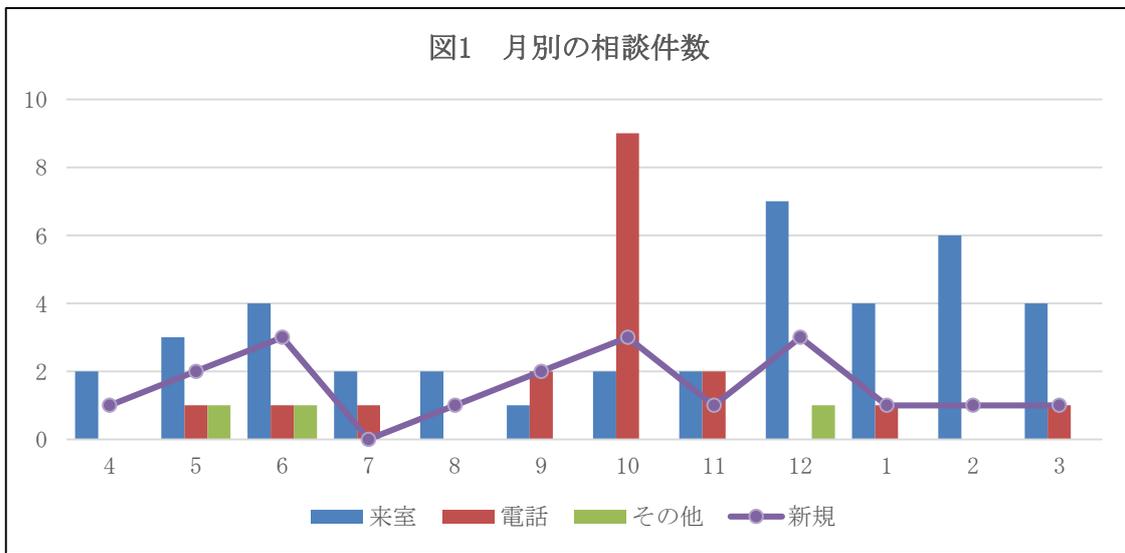
II 活動報告

1 子どもの権利相談室の相談活動

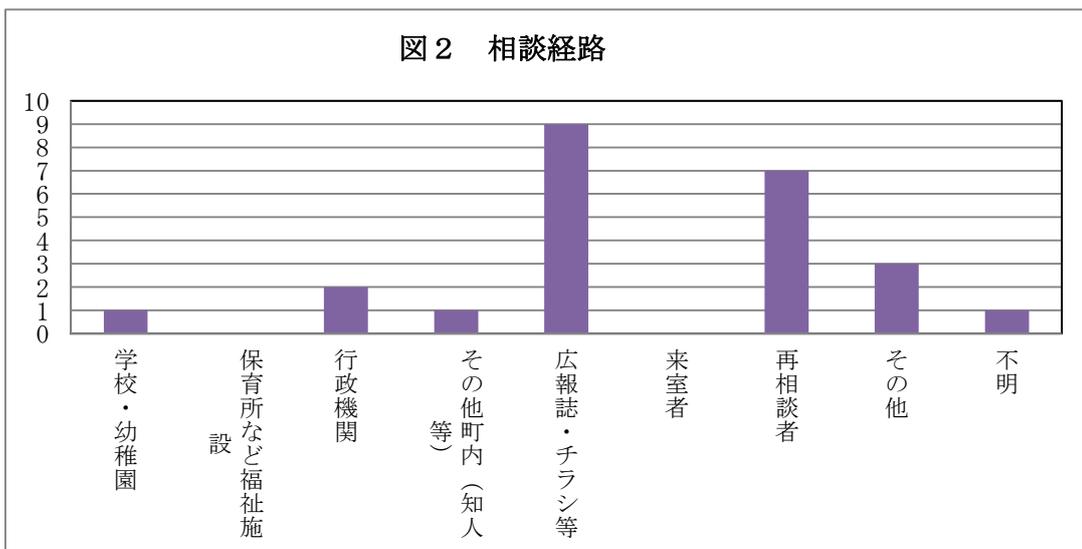
平成 27 年度の相談活動の状況

平成 27 年 4 月 1 日より平成 28 年 3 月 31 日までに、志免町子どもの権利相談室によせられた相談は延べ 60 件で、その内 新規の相談は 19 件、継続の相談は 41 件でした。

【図 1】

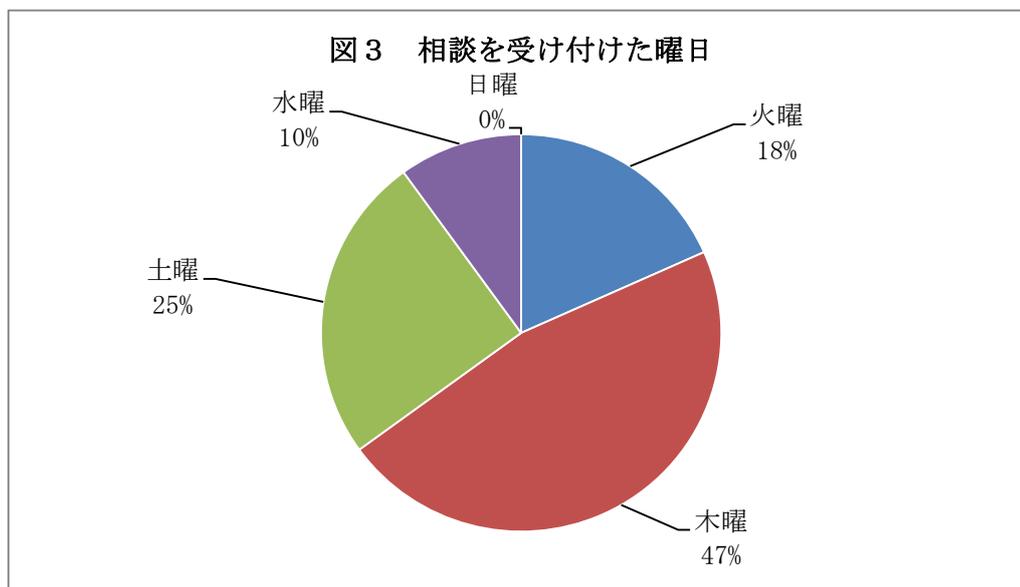


相談経路として、広報誌・チラシ等を見てと言う人や、以前相談したことがある再相談者の割合が多くなっています。【図 2】

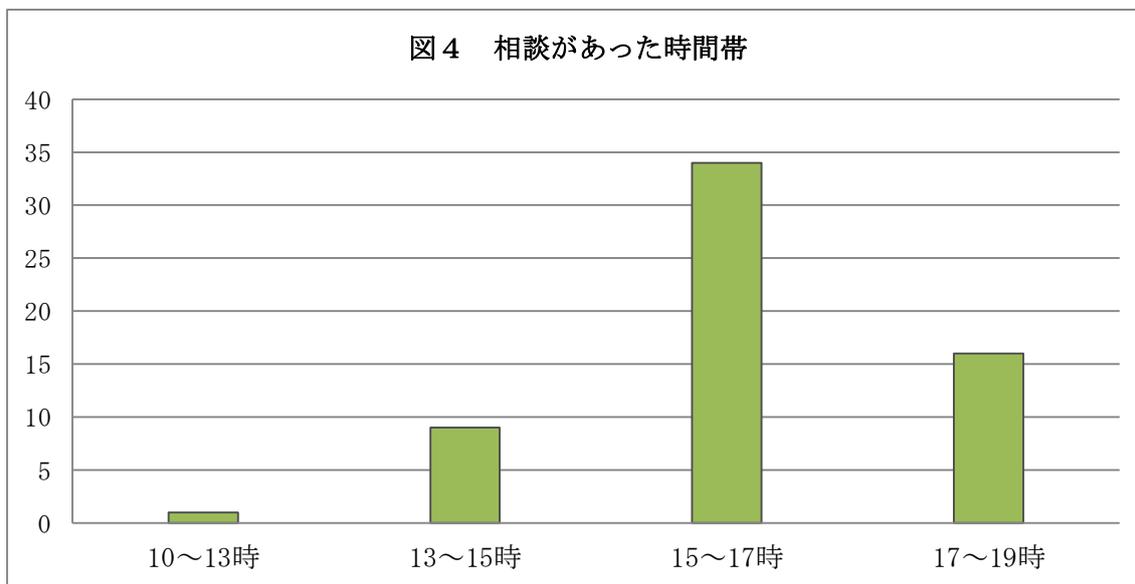


*来室者：日頃から相談以外の目的で相談室に来ている子ども (P14 【図 13】 参照)

相談を受け付けた曜日は、全体の 60 件のうち木曜日が 28 件（47%）、土曜日が 15 件（25%）、火曜日が 11 件（18%）となっています。水曜日の広報活動日に 6 件（10%）の相談がありました。【図 3】

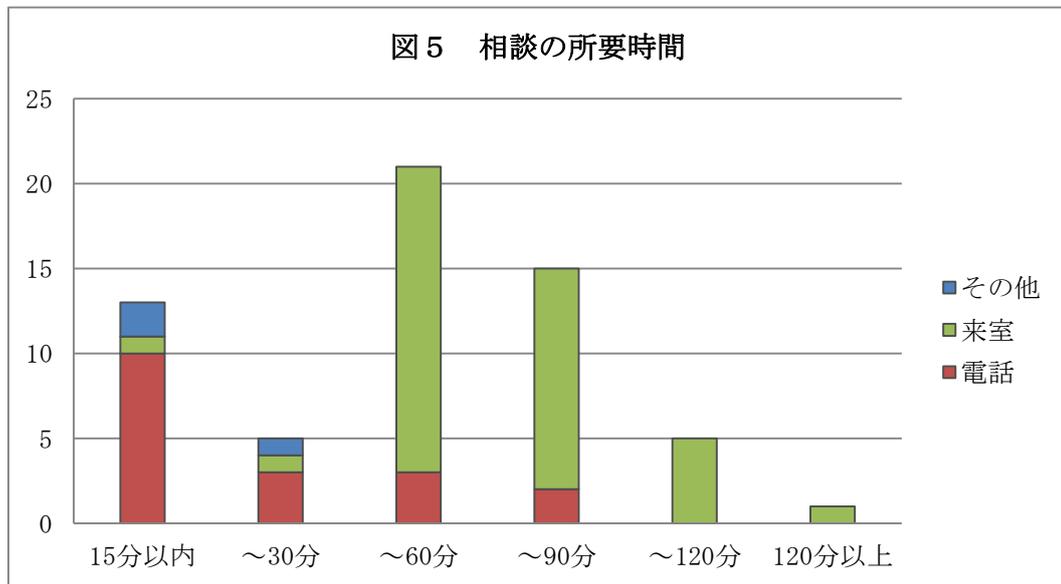


相談があった時間帯は、15 時～17 時が 34 件、17 時～19 時 16 件、13 時～15 時が 9 件、10 時～13 時が 1 件となっています。保護者からの相談の場合、子どもが学校に行っている時間帯が多くなります。【図 4】

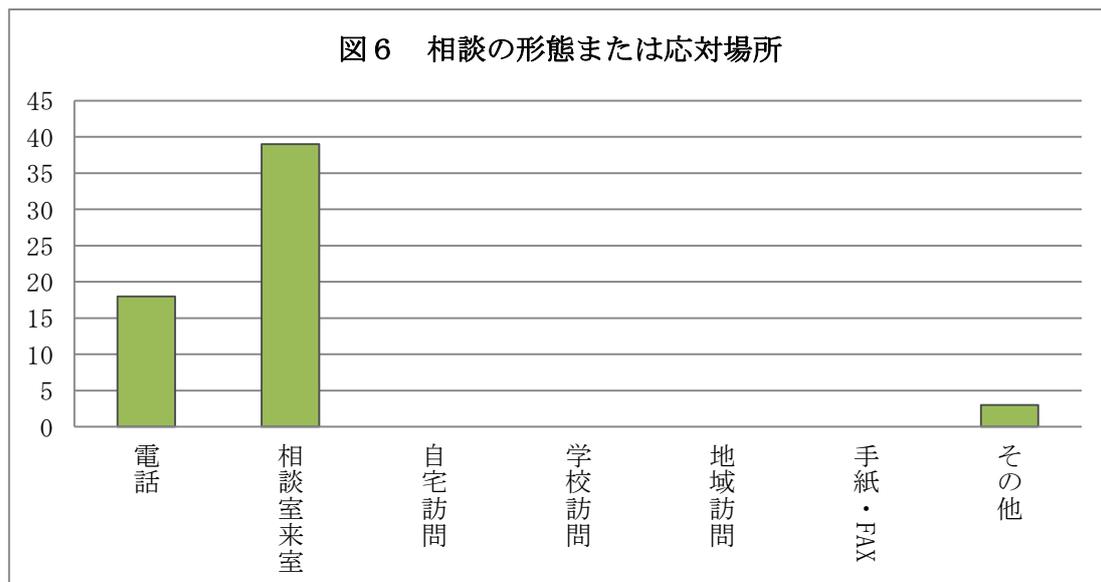


* 志免町子どもの権利相談室は曜日によって開室時間が異なり、火・木曜日は 13 時～19 時、土曜日は 10 時～17 時となっています。

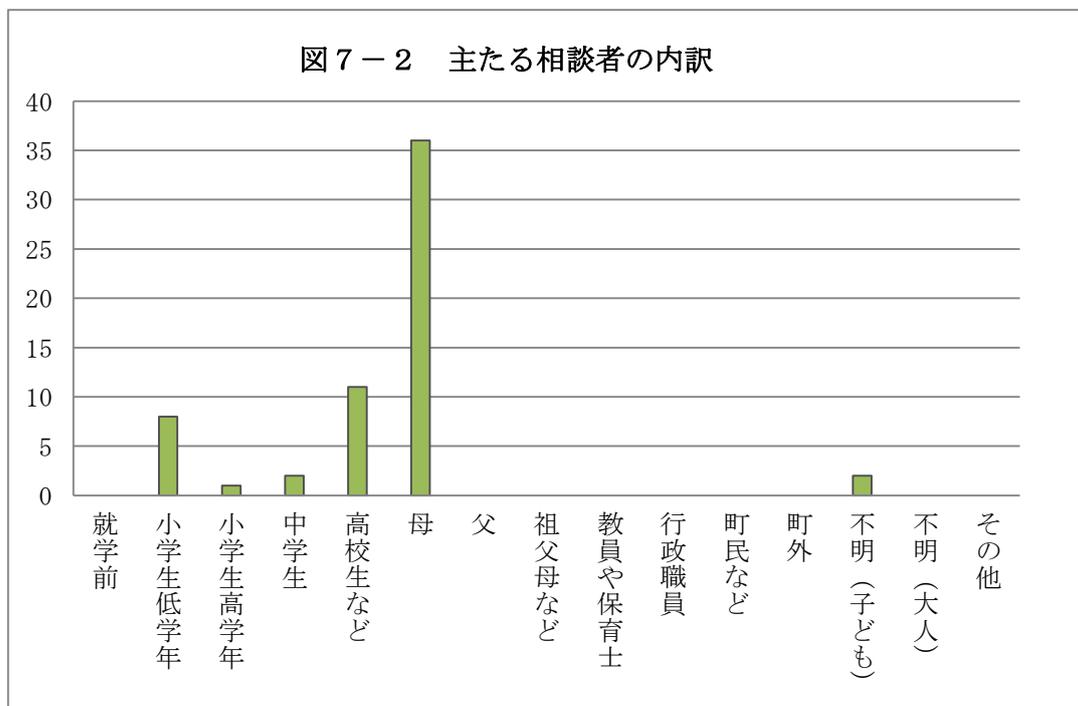
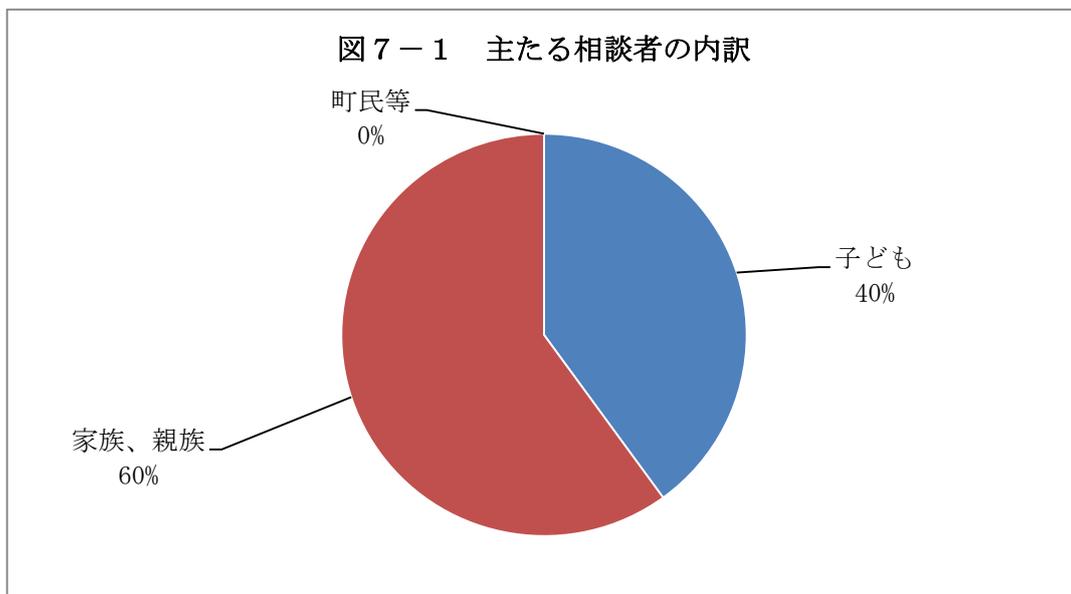
1回の相談時間は、「30～60分以内」が21件、「60～90分以内」が15件と多くなっています。15分以内は13件ですが、そのうち10件が電話での相談でした。相談内容にもよりますが、来室での相談の方が時間を要する場合があります。【図5】



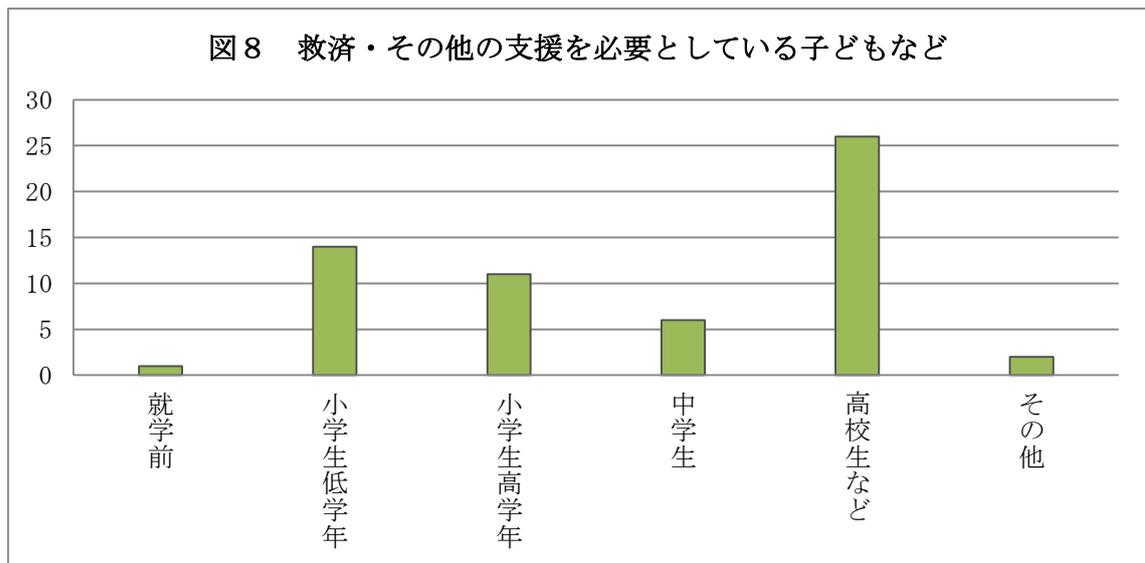
相談の形態または対応場所については、来室による相談39件、電話相談18件、その他3件でした。【図6】



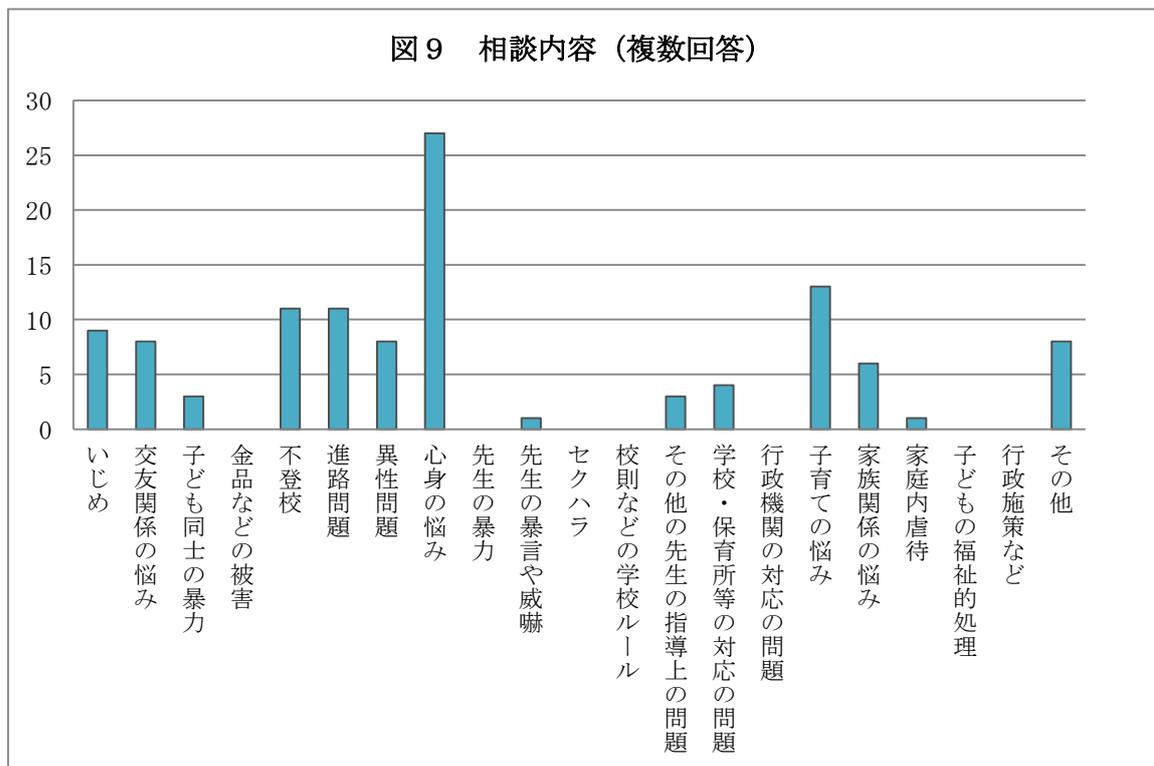
主たる相談者の内訳は、家族・親族(主に母親)からの相談が 36 件、子どもからの相談が 24 件でした。親子での来室も多くみられました。(60 件中 26 件)【図 7-1、7-2】



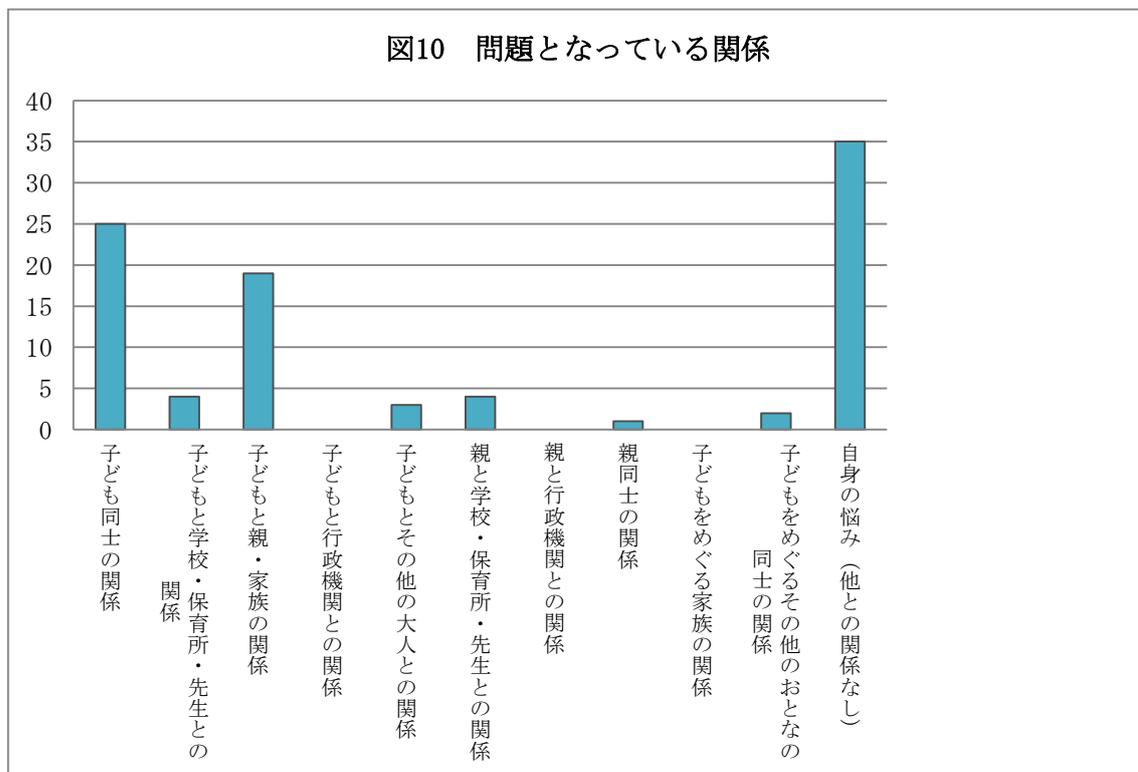
今年度よせられた相談において、救済・その他の支援を必要としている子どもなどは、「小学生低学年」が14件、「小学生高学年」が11件、「中学生」が6件、「高校生など」が26件、「その他」が2件となっています。【図8】



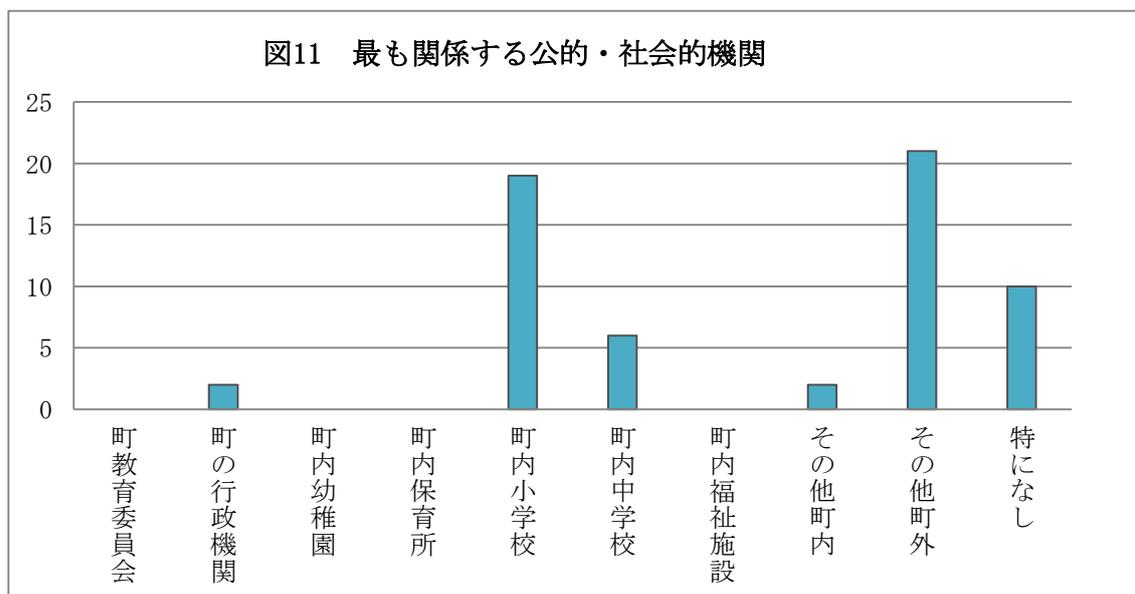
相談内容で多かった「心身の悩み」は、継続的な複数回の相談が主なものです。母親からの相談の増加に伴い、「子育ての悩み」も増えています。【図9】



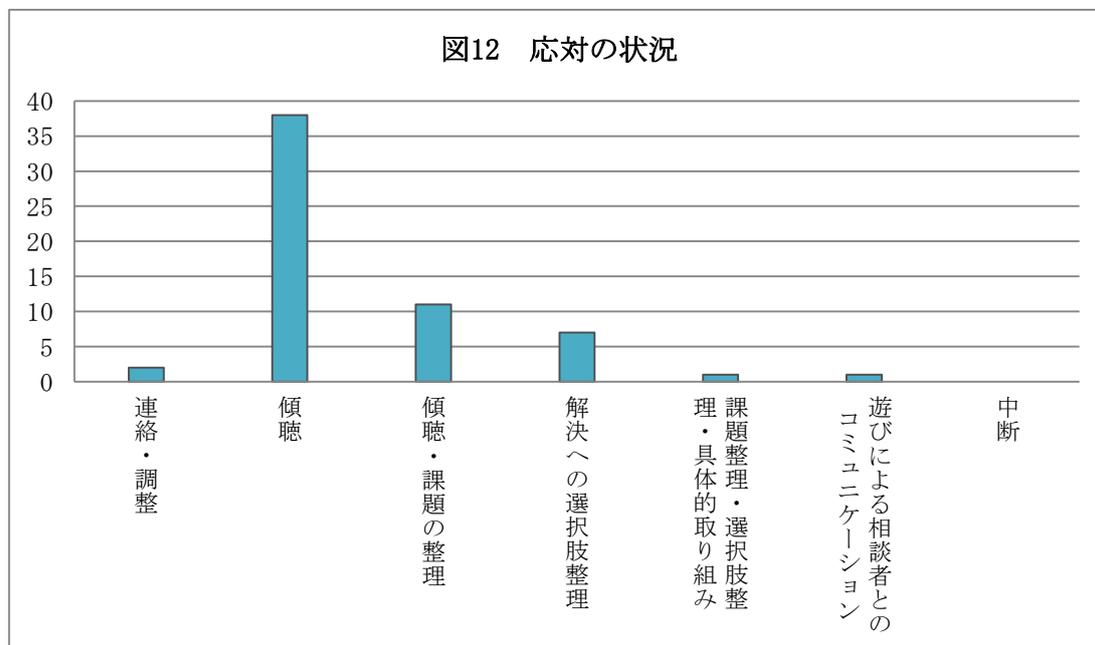
相談者の訴えをもとに問題となっている関係をみると、「子ども同士の関係」「子どもと親・家族の関係」「自身の悩み」についての訴えが多いようです。これらについては継続的な複数回の相談も含まれています。【図 10】



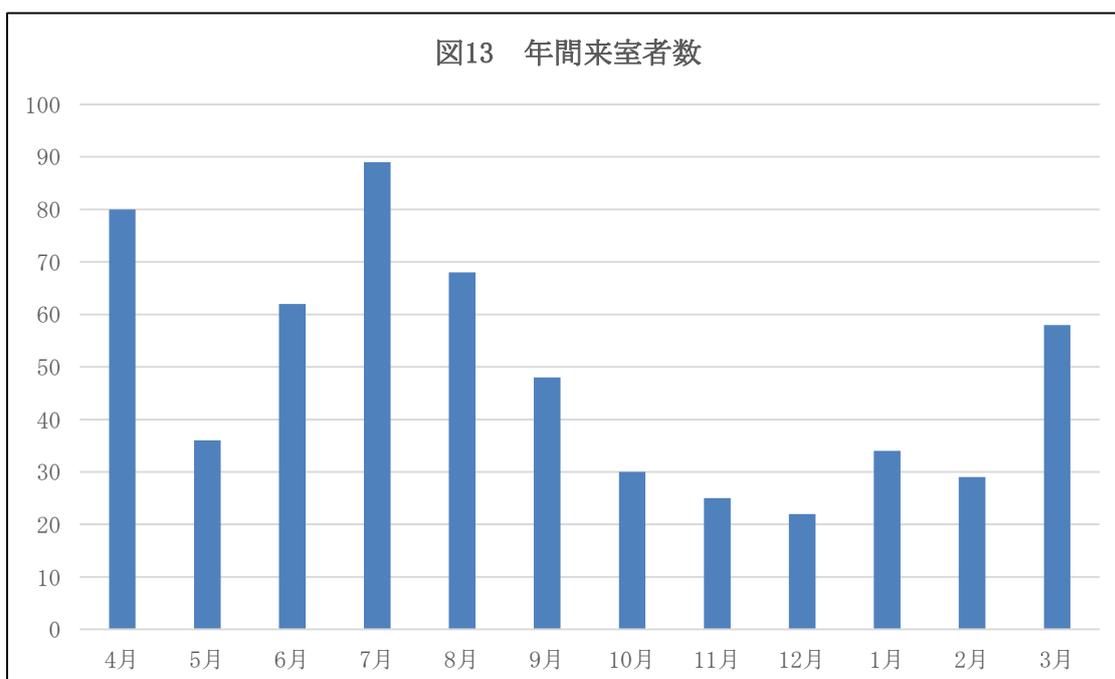
相談事項に最も関係すると考えられる機関で多いのは、「町内小学校」が 19 件、「町内中学校」が 6 件、「その他町外」(高校等) が 21 件です。これらは継続的な複数回の相談も含まれています。【図 11】



対応の状況で、「傾聴」が多いことは例年通りでした。その中にはじっくりと話を聴くこと、一緒に考えること、ニーズに応じた情報提供しているものも含まれています。相談者に寄り添った対応をしています。【図 12】



相談室には、相談以外にも1年間で延べ581人の子どもが来室しました。【図 13】
(内容については、p 38 コラムを参照)

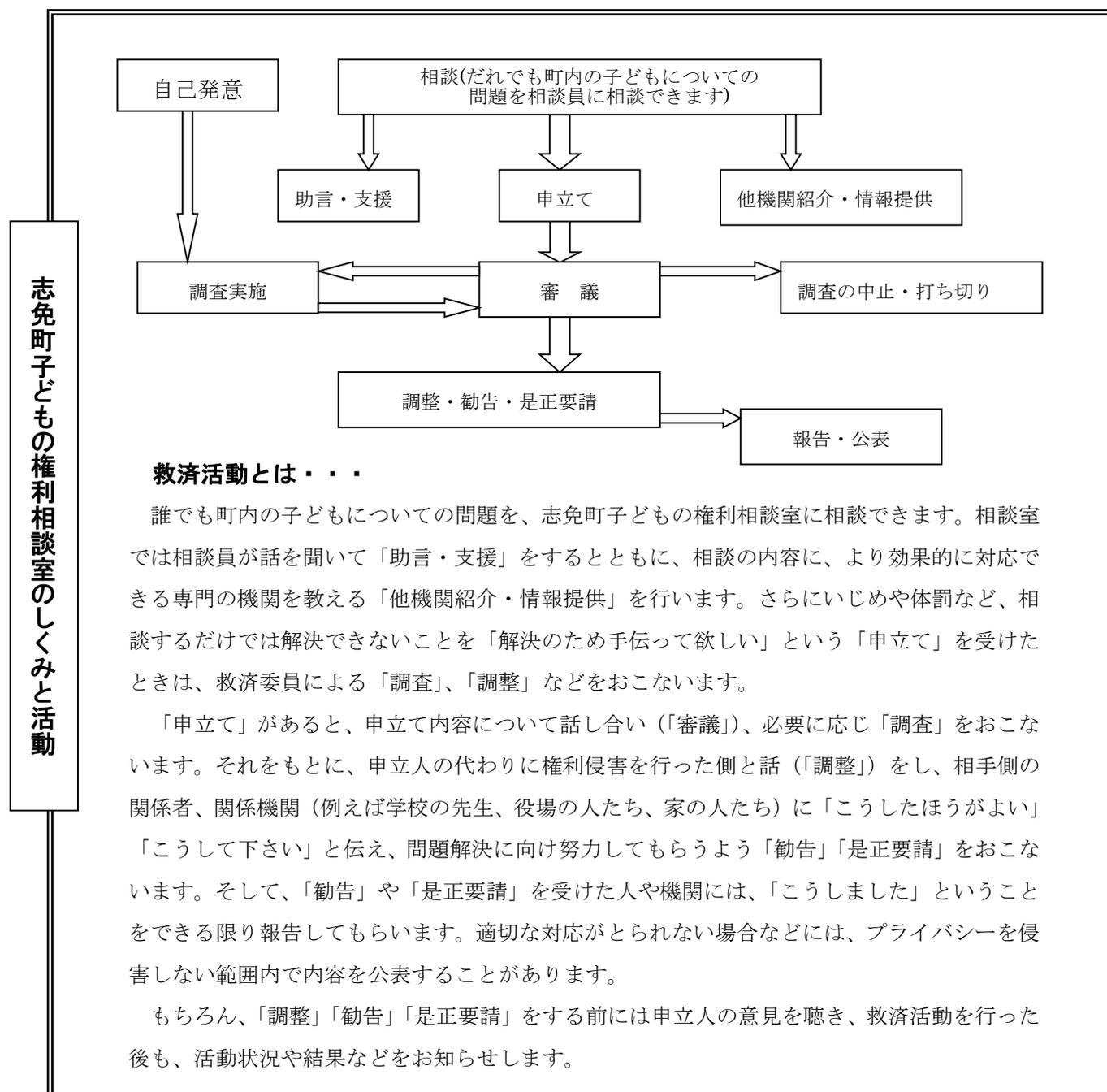


2 子どもの権利相談室の救済活動

(1) 平成 27 年度の救済活動の状況

今年度は、申し立てによる救済活動はありませんが、相談に基づき、関係機関と連携をとった事案がありました。

(2) 志免町子どもの権利相談室のしくみと活動



3 広報活動

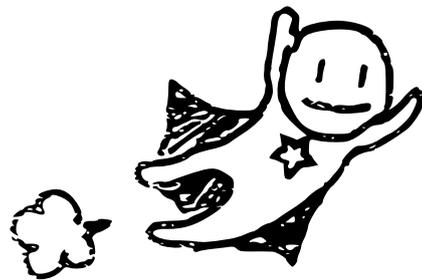
志免町子どもの権利相談室（スキッズ）のことを、もっとたくさんの人に知ってもらうため、カードやチラシの配布を行っています。全児童生徒にスキッズ便りと一緒にカードを配ったり、中学生アンケートにチラシを付けて配ったりしています。町内の図書館など、子どもが行きそうな場所にも置かせていただきました。

今年度行われた色々なイベントや啓発活動で、パンフレットやカードなどを配布しました（4.その他の活動を参照）。



左から

- ・条例リーフレット
- ・クリアファイル



左から

- ・スキッズ Q&A
- ・チラシ（低学年用）
- ・チラシ（中学生用）

中央下

- ・カード





しゅえ〜

【イベントなどでの配布】

配布先・配布場所	配布月	カード	条例 リーフレット	チラシ		小冊子 Q&A	クリアファイル	条例冊子	スキップ 便り
				中高生用	低学年用				
シーメイト事務(視察の為)	4月				15				
シーメイトこどもまつり	5月	17			4				
子育て支援課(健診用)	5月				400				
学校訪問	6月	4	4		4	4	4	4	4
子育て支援センター	6、7月	1	1			1	1	1	
同和問題講演会	7月		500						
スキップだより配布に添付 (小中学生)	7月	4426							4991
町内会回覧	7月								1660
チャレンジ広場 (志免西小)	7月				48				
チャレンジ広場 (志免東・中央・南小)	8月				149				
中学生アンケート添付	9月			1380					
図書館	10月	45			30	5			
子どもの権利フェスタ	11月	21			70				
子育て支援センター	11月				50				
権利を考える町民の集い	12月		600						
スキップだより配布 (小中学生)	12月								4992
町内会回覧	1月								1664
子育て支援課(健診用)	1月				200				
子育て支援課	1月								30
健康課	1月	50							
カルタ大会景品	1月						20		
図書館	2月	50							
中学校卒業生	3月		456				456		
スキップドア前 シーメイトカウンター	随時				47				10
来室者	随時	16	1		4		1		
出張相談室 (西小児童)	月1回	117			50				8
合計		4747	1562	1380	1071	10	482	5	13359

4 1年間の活動概要

月	日	活 動 内 容	
4	2	第1回救済委員会議	
	10	小学校入学児童にクリアファイルとパンフレットを配布	
5	5	シーメイトこどもまつりに参加 ※(6)	
	7	第2回救済委員会議	
	20	志免西小学校 第1回出張相談室 ※(3)	
	27	新潟県阿賀野市視察（事務局対応）	
6	3	福岡市議員視察（事務局対応）	
	4	第3回救済委員会議	
	8	シーメイト消防訓練参加	
	10	志免中学校を訪問（調救済委員・相談員） ※(4)	
	10	志免西小学校 第2回出張相談室	
	24	志免東小、志免中央小を訪問（調救済委員・相談員） ※(4)	
7	1	志免東中学校を訪問（調救済委員・相談員） ※(4)	
	2	第4回救済委員会議	
	3	ロバート キャンベル教授とともに語る「子どもと家族」に出席(救済委員・相談員)	
	8	志免西小学校 第3回出張相談室	
	8	スキッズだより13号、カード配布（全小中学校、町内回覧）	
	29	夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免西小学校) ※(7)	
8	4	第5回救済委員会議	
	5	夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免南小学校) ※(7)	
	12	夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免東小学校・志免中央小学校） ※(7)	
	28	福岡県市町村児童相談関係職員研修（11月9日までの全5回） ※(5)	
9	1	子ども権利委員会に出席・報告（安部救済委員）	
	2	中学生アンケート実施、パンフレット配布(全中学校) ※(1)	
	10	第6回救済委員会議	
	12	子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会 第3回研究会（事務局参加）	
	16	志免西小学校 第4回出張相談室	

月	日	活 動 内 容	
10	8	第7回救済委員会議	
	9	全国自治体シンポジウム（西東京市民会館） ※(9) 安原救済委員、調救済委員、事務局、相談員参加	
	14	志免西小学校 第5回出張相談室	
11	11	第8回救済委員会議	
	15	志免町子どもの権利フェスタ 2015 参加 ※(8)	
	18	志免西小学校 第6回出張相談室	
12	3	第9回救済委員会議	
	3	人権教育学習講演会（志免東中学校） ※(2)	
	4	ユニセフ協会視察	
	5	第14回市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」（事務局参加）	
	11	人権教育学習講演会（志免中学校） ※(2)	
	16	志免西小学校 第7回出張相談室	
	16	スキッズだより14号配布（全小中学校、町内回覧）	
1	6	第10回救済委員会議	
	13	志免西小学校 第8回出張相談室	
	16	福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会第2回総会（事務局参加）	
2	3	第11回救済委員会議	
	10	志免西小学校 第9回出張相談室	
	24	クリアファイルとパンフレット配布（中学校卒業生）	
3	2	志免西小学校 第10回出張相談室	
	3	第12回救済委員会議	

※(1)・・・ 20 ページ参照

※(2)・・・ 32 ページ参照

※(3)・・・ 33 ページ参照

※(4)・・・ 34 ページ参照

※(5)・・・ 35 ページ参照

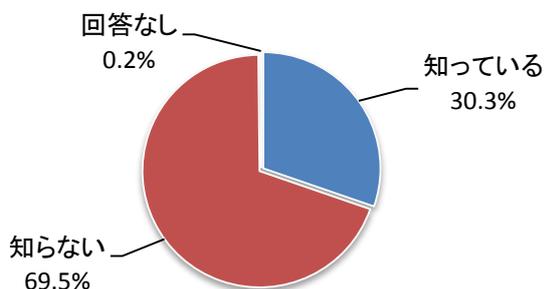
※(6), (7)・・・ 36 ページ参照

※(8), (9)・・・ 37 ページ参照

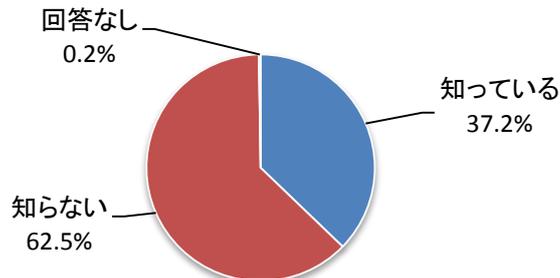
(1) 志免中学校、志免東中学校への「子どもの権利」に関するアンケート実施

今年度も志免町内中学生全員（1,211名）に「子どもの権利」に関するアンケートを9月に実施しました。志免町の中学生が、子どもの権利条例や子どもの権利相談室について知っているか、何か悩んだり困ったりしている時、相談できる人がいるかどうか等を調査しました。悩んだり、困ったりした時に相談する人の内訳や、相談室に相談したいと思うか、その理由なども記入してもらいました。（※質問4～質問8までは、質問3で「知っている」と回答した人のみに回答してもらいました。）

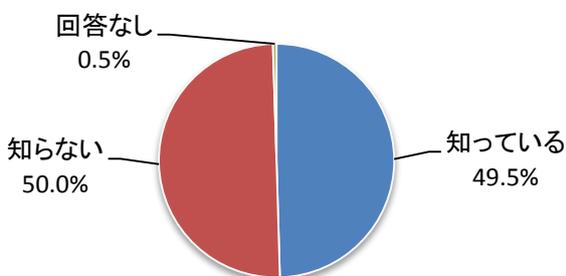
質問1：私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



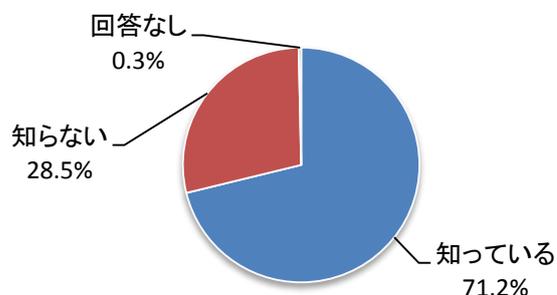
質問2：権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



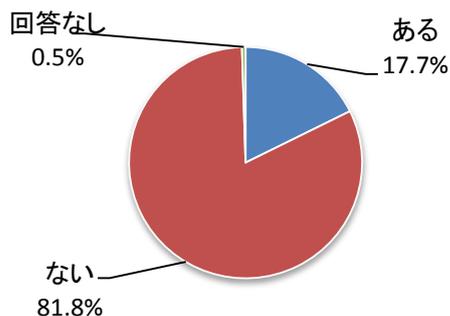
質問3：「志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)」を知っていますか？



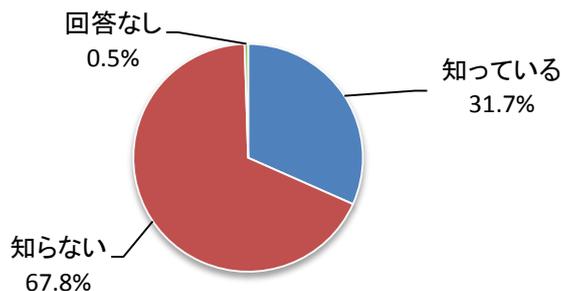
**質問4：相談室SK²S(スキッズ)がシーメイトの中にあるのを知っていますか？
(質問3で「はい」と答えた人のみ)**



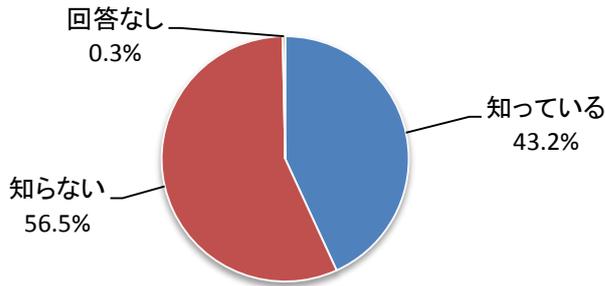
**質問5：シーメイトの相談室SK²S(スキッズ)に、行ったことや電話したことがありますか？
(質問3で「はい」と答えた人のみ)**



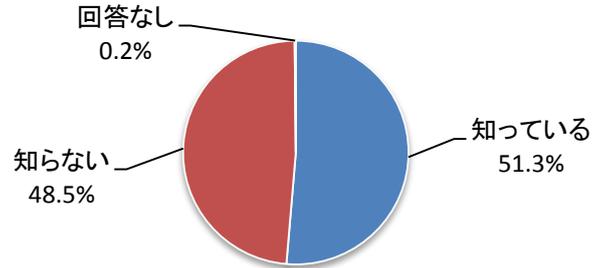
**質問6：相談室SK²S(スキッズ)は、名前を言わずに相談できることを知っていますか？
(質問3で「はい」と答えた人のみ)**



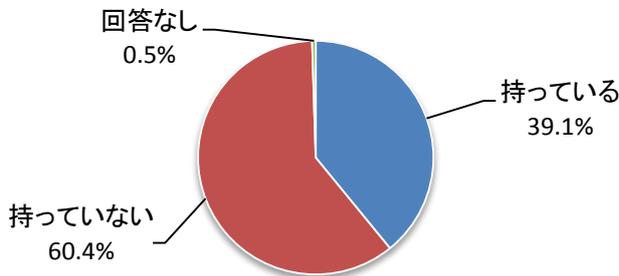
質問7: 相談室SK²S(スキッズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話で相談できることを知っていますか？
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



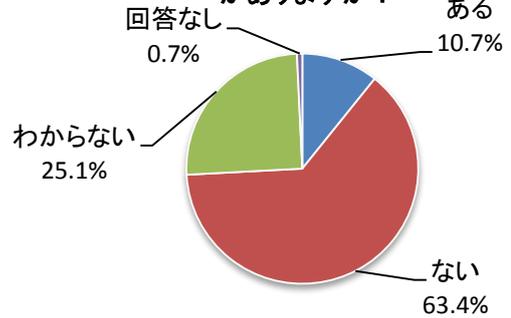
質問8: 相談室SK²S(スキッズ)には救済制度(困って、助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に考えてくれる制度)があることを知っていますか？
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



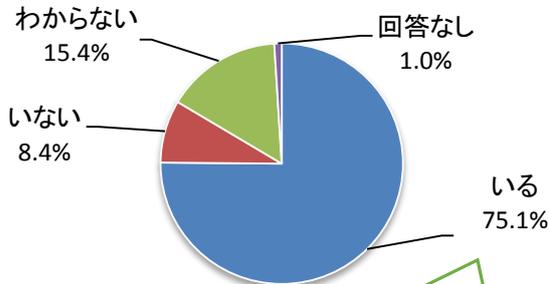
質問9: 相談室SK²S(スキッズ)が配布している相談室のカードを持っていますか？(ここから全員)



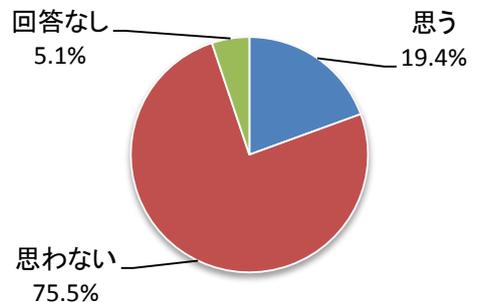
質問10: あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？



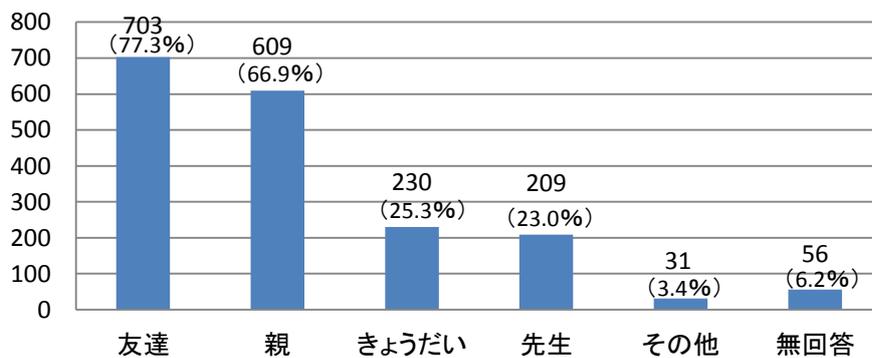
質問11: あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？



質問12: もし悩みがあるときは相談室SK²S(スキッズ)に相談しようと思いますか？



相談相手の内訳(複数回答)
(質問10で「いる」と答えた910人中の割合)



【アンケート結果より】

今回新たに設けた質問 5 で「スキッズに行ったことや、電話したことがあるかどうか」を聞いています。「スキッズを知っている」と答えた 600 人のうち、「スキッズに行ったことや電話したことがある」と答えた人は 106 人でした。(表①)「スキッズに行ったり電話したことのある」人は、「スキッズに行ったり電話したことのない」人より「困ったときスキッズに相談しようと思う」割合が高いことがわかりました。また、「スキッズを知っている」と答えた人は、知らない人より「スキッズに相談しようと思う」割合も高いことがわかりました。(表②)

スキッズに遊びに来たことや相談したことのある人、スキッズを知っている人は、そうでない人よりも、スキッズに対して相談しやすいという印象を持ってきているようです。

表③では「悩みがない」と答えた人に「相談する相手がいる」割合が高いとともに、「悩みがある」と答えた人には「相談相手がない」割合が高いことがわかりました。

このことから、「相談相手がいる」人は、もし悩みがあっても、その都度相談して解決できているから今の悩みがないのではないかということが読み取れます。

表④で「相談相手がいる」と答えた人は、「スキッズに相談しようと思う」割合が高く、「相談相手がない」と答えた人は、「スキッズに相談しようと思わない」割合が高いことがわかりました。

このことから、身近な人に相談できる人は、相談することに慣れもあり、スキッズにも話してみようと思えますが、身近な人に相談できない人は、スキッズにも相談しようとは思わないということが読み取れます。悩みがあっても相談できない子どもたちが気になります。

表① スキッズに行ったり電話したことがあるかと、スキッズに相談しようと思うかどうかのクロス集計

		悩んだときSK'Sに相談しようと思いますか？			
		思う	思わない	無回答	合計
スキッズに行ったり 電話したことが ありますか？	ある	36 34.0%	68 64.2%	2 1.9%	106 100.0%
	ない	117 23.8%	355 72.3%	19 3.9%	491 100.0%
	無回答	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	3 100.0%
	合計	154 25.7%	425 70.8%	21 3.5%	600 100.0%

表② スキッズを知っているかどうかと、スキッズに相談しようと思うかどうかのクロス集計

		悩んだときSK'Sに相談しようと思いますか？			
		思う	思わない	無回答	合計
スキッズを知っていますか？	知っている	154 25.7%	425 70.8%	21 3.5%	600 100.0%
	知らない	80 13.2%	485 80.2%	40 6.6%	605 100.0%
	無回答	1 16.7%	4 66.7%	1 16.7%	6 100.0%
	合計	235 19.4%	914 75.5%	62 5.1%	1211 100.0%

表③ 今、悩みがあるかどうかと、悩んだときに相談できる人の有無のクロス集計

		あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？				
		いる	いない	わからない	無回答	計
あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？	ある	93 71.5%	22 16.9%	15 11.5%	0 0.0%	130 100.0%
	ない	607 79.0%	55 7.2%	97 12.6%	9 1.2%	768 100.0%
	わからない	206 67.8%	23 7.6%	73 24.0%	2 0.7%	304 100.0%
	無回答	4 44.4%	2 22.2%	2 22.2%	1 11.1%	9 100.0%
	計	910 75.1%	102 8.4%	187 15.4%	12 1.0%	1211 100.0%

表④ 悩んだ時に相談できる人の有無と、スキッズに相談しようと思うかどうかのクロス集計

		あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？				
		いる	いない	わからない	無回答	計
悩んだときSK'Sに相談しようと思いますか？	思う	201 85.5%	10 4.3%	23 9.8%	1 0.4%	235 100.0%
	思わない	673 73.6%	89 9.7%	145 15.9%	7 0.8%	914 100.0%
	無回答	36 58.1%	3 4.8%	19 30.6%	4 6.5%	62 100.0%
	計	910 75.1%	102 8.4%	187 15.4%	12 1.0%	1211 100.0%

※中学生アンケート 年度別の推移

中学生に対するアンケートを取って、8年目になります。以下の項目にご注目ください。

(質問1・質問3)

「知っている」「聞いたことはある」という項目は意味が重複するということで、平成23年度より「聞いたことはある」という項目を削除しています。

(質問3)

スキッツを知っているという人が徐々に増えてきています。

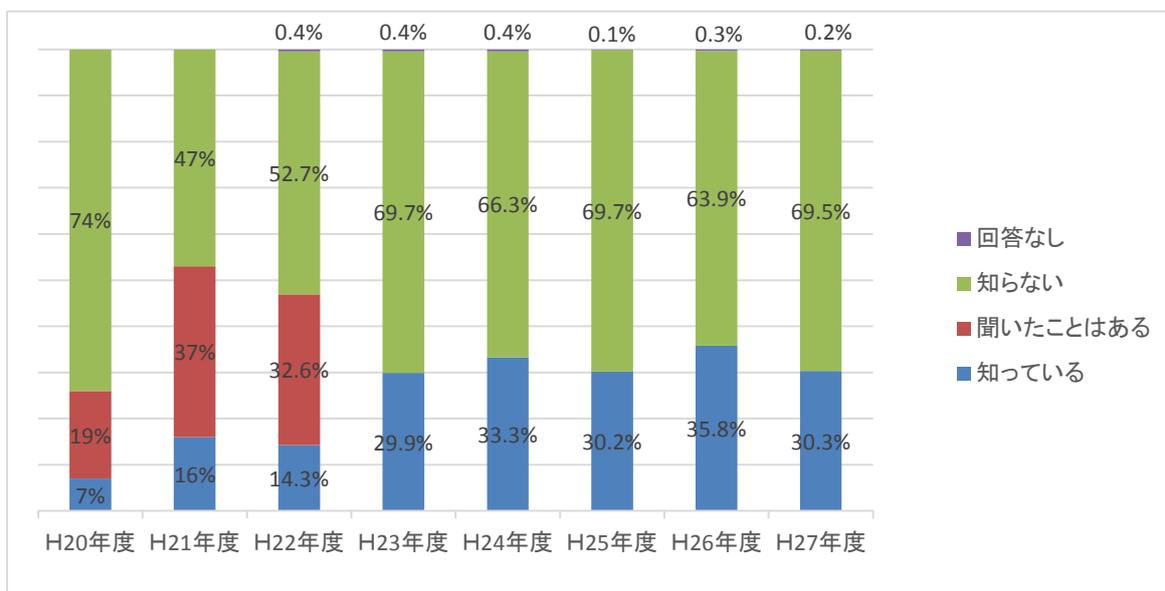
(質問9・質問10)

「悩みや困ったことがある」という質問については、劇的な変化はみられません。

(質問11)

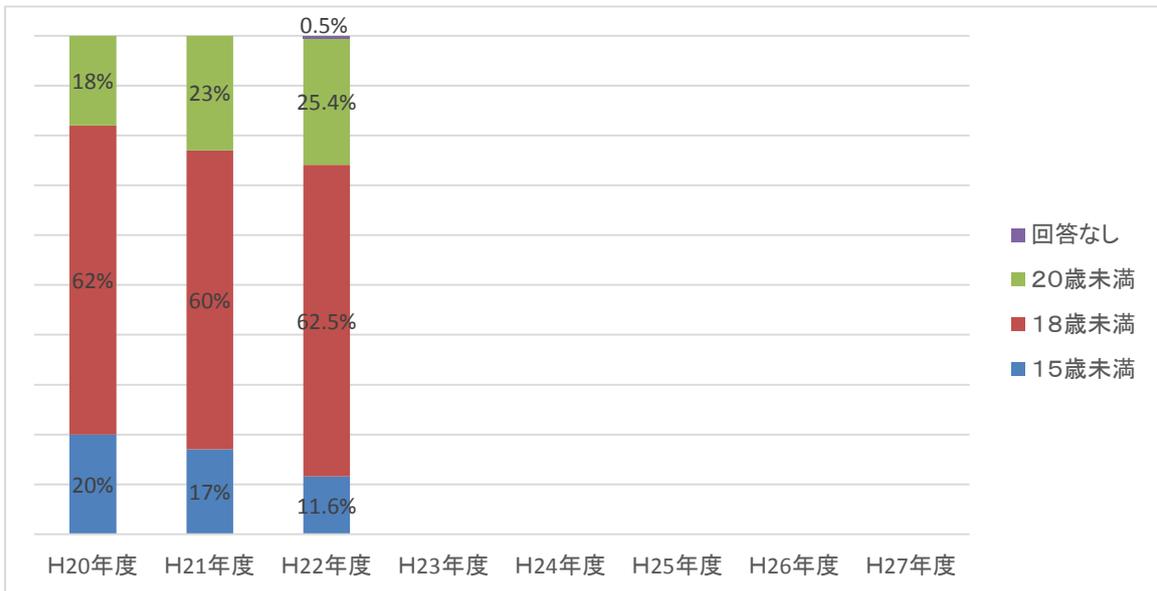
「スキッツに相談しようと思う」という人は、シーメイトに移転後に増えていきます。

1. 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



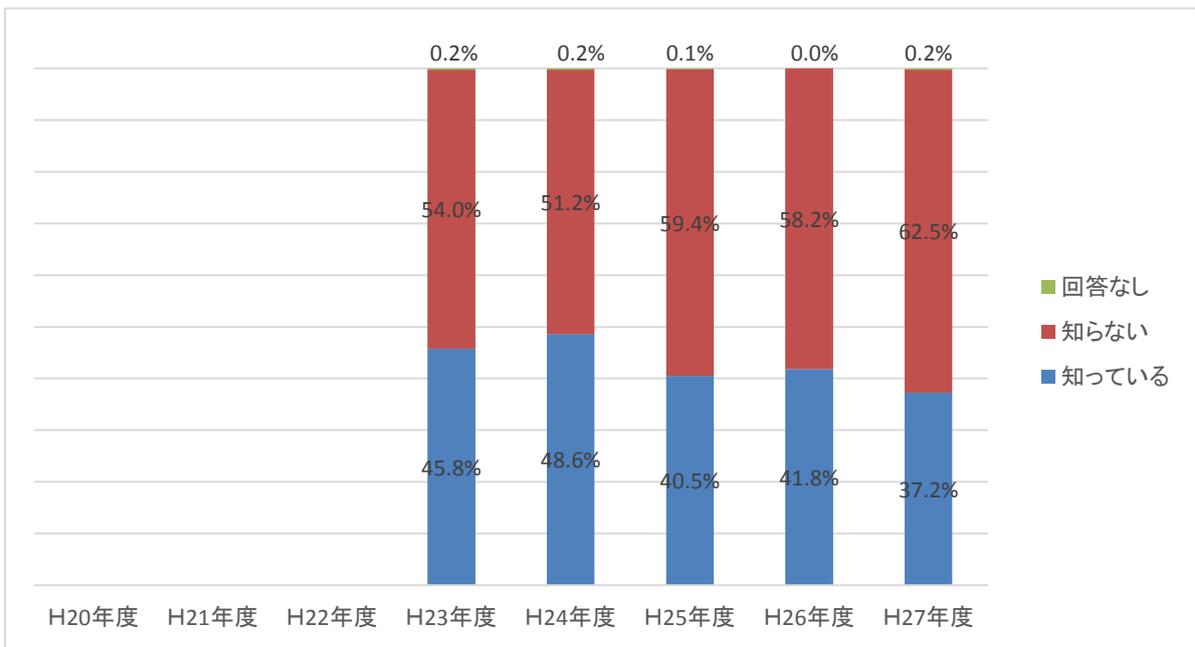
(注) 平成23年度から「聞いたことはある」という項目は削除しています。

2-1. 権利条例において「子ども」は何歳までだと思いますか？

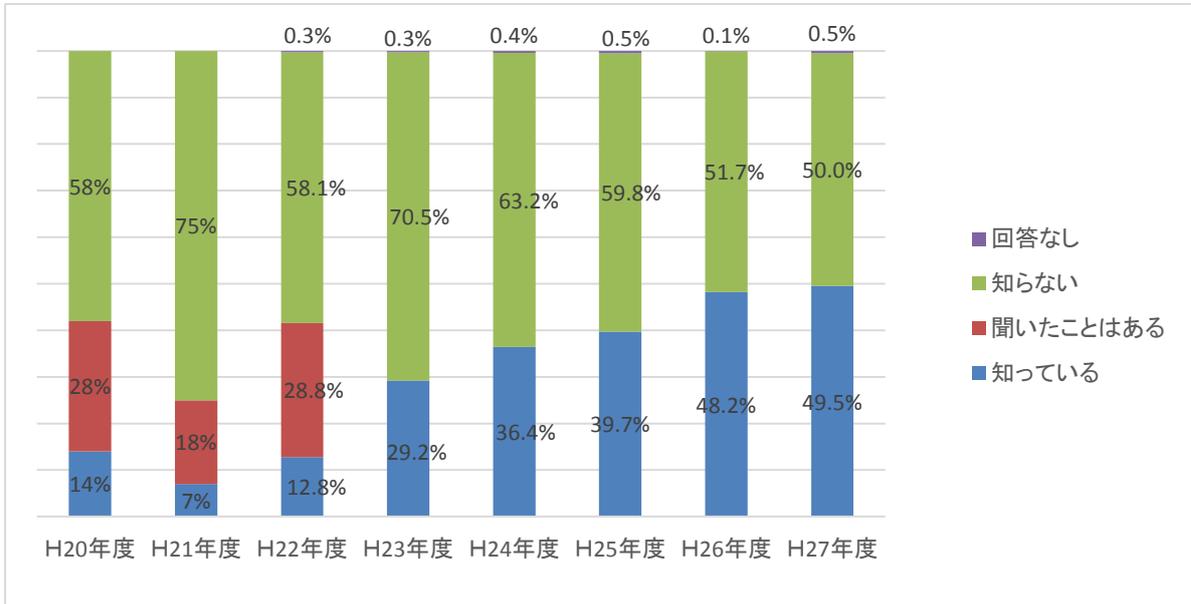


(注)質問2は、平成23年度から2-2に文言が変わっています。

2-2. 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



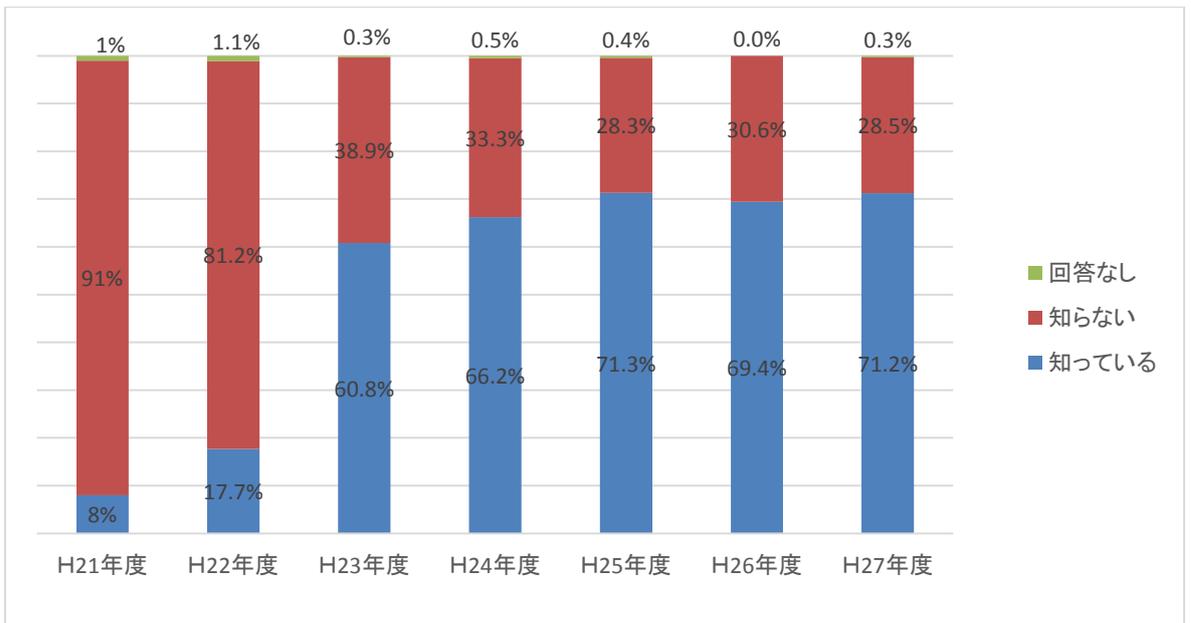
3. 「志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)」を知っていますか？



(注) 平成 23 年度から「聞いたことはある」という項目は削除しています。

<4～7の質問は、スキッズを知っていると答えた人のみ>

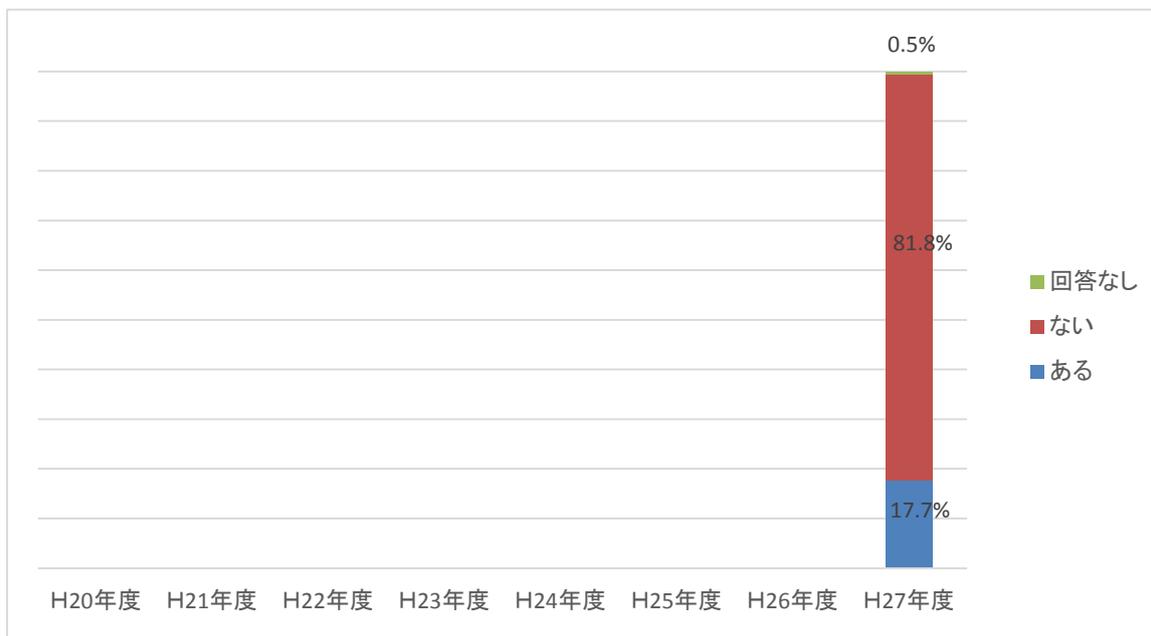
4. 相談室SK'S(スキッズ)がシーメイトにある事を知っていますか？



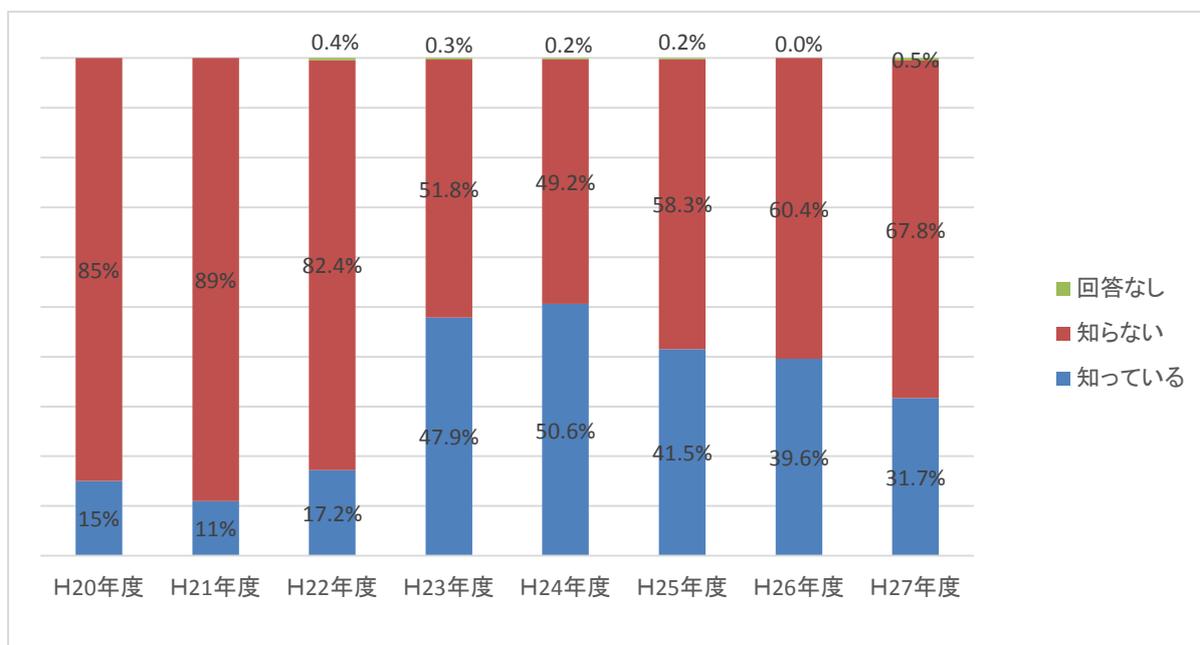
(注) スキッズは平成 21 年度からシーメイトに移転しています。

5. シーメイトの相談室SK²S(スキッズ)に、行ったことや、電話したことがありますか？

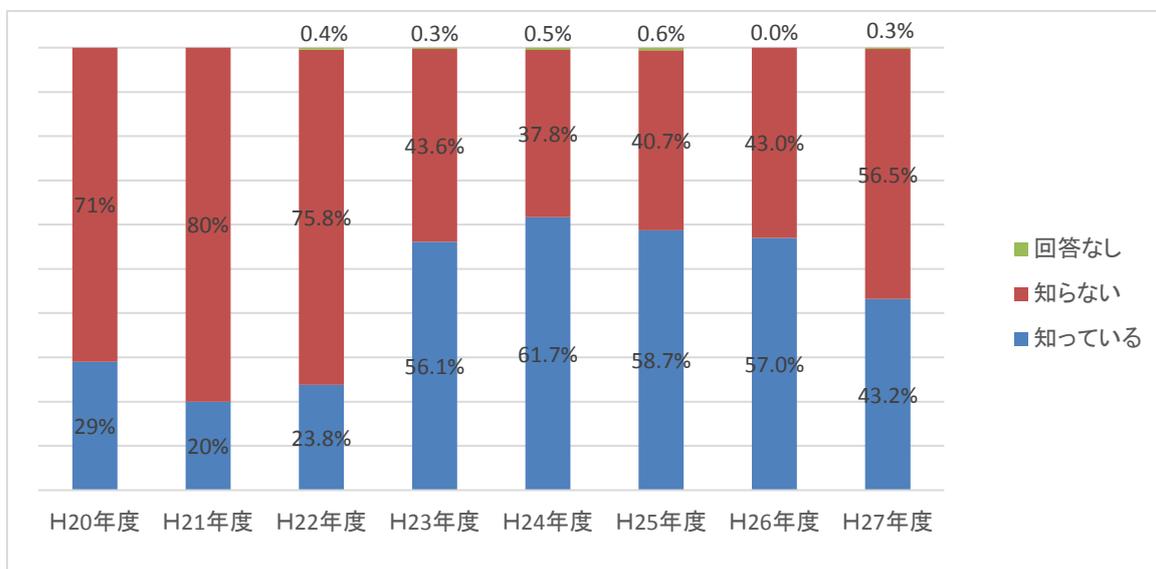
(注) この質問は平成 27 年度から新たに設けました。



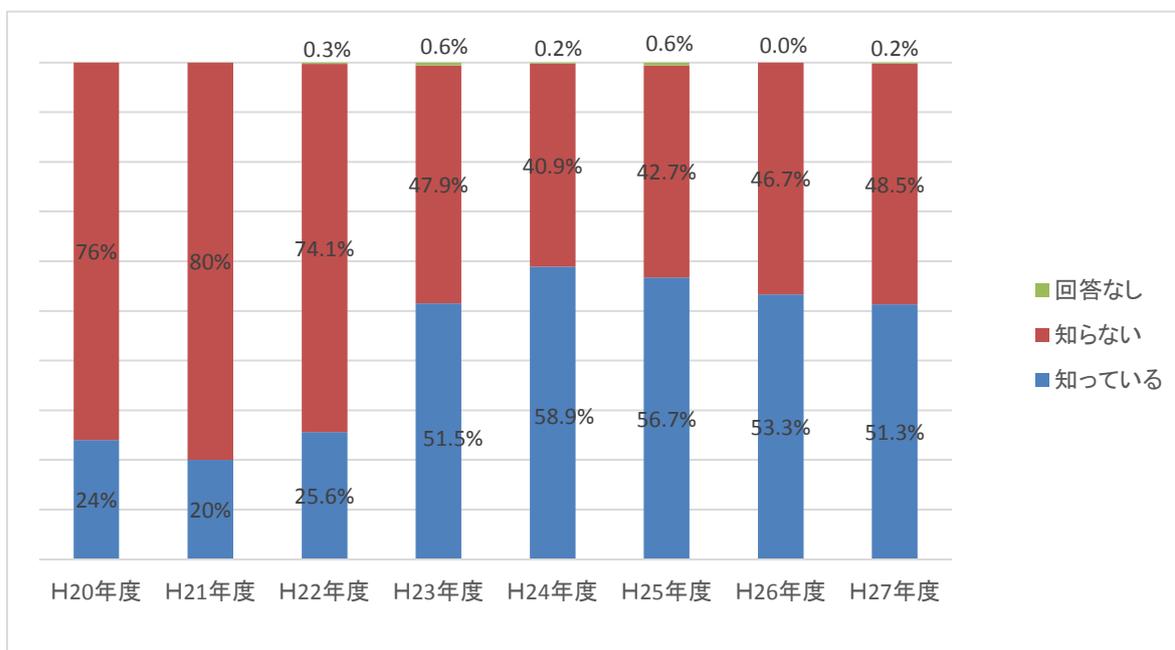
6. 相談室SK²S(スキッズ)は、名前を言わずに相談できる事を知っていますか？



7. 相談室SK²S(スキッズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話で相談できることを知っていますか？

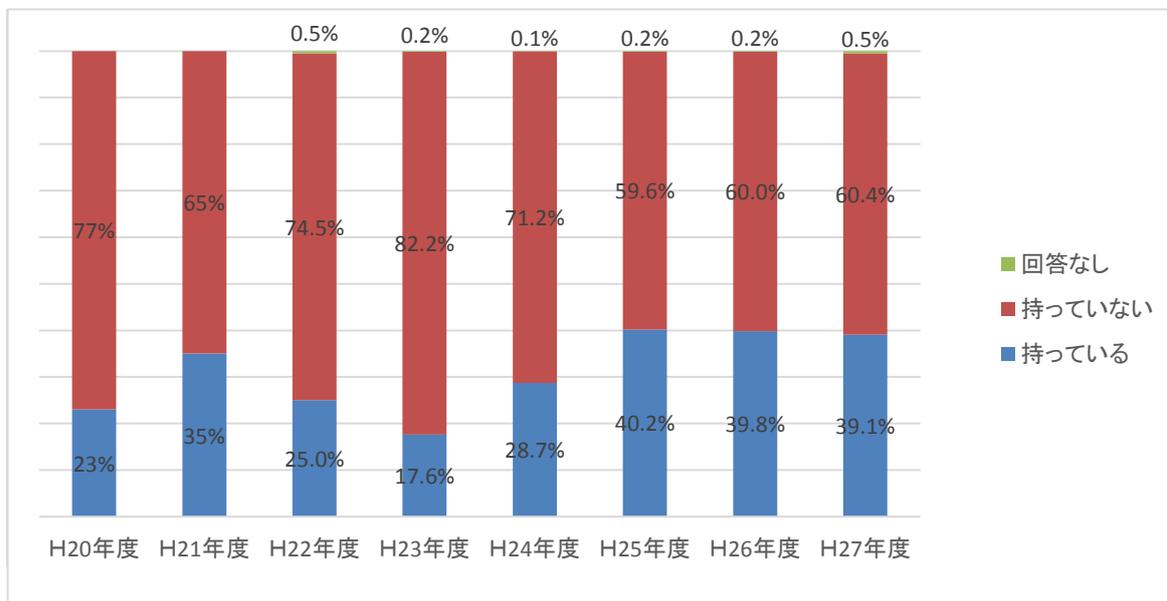


8. 相談室SK²S(スキッズ)には、救済制度(困って、助けてほしいと思った時に、みなさんと一緒に考えてくれる制度)があることを知っていますか？

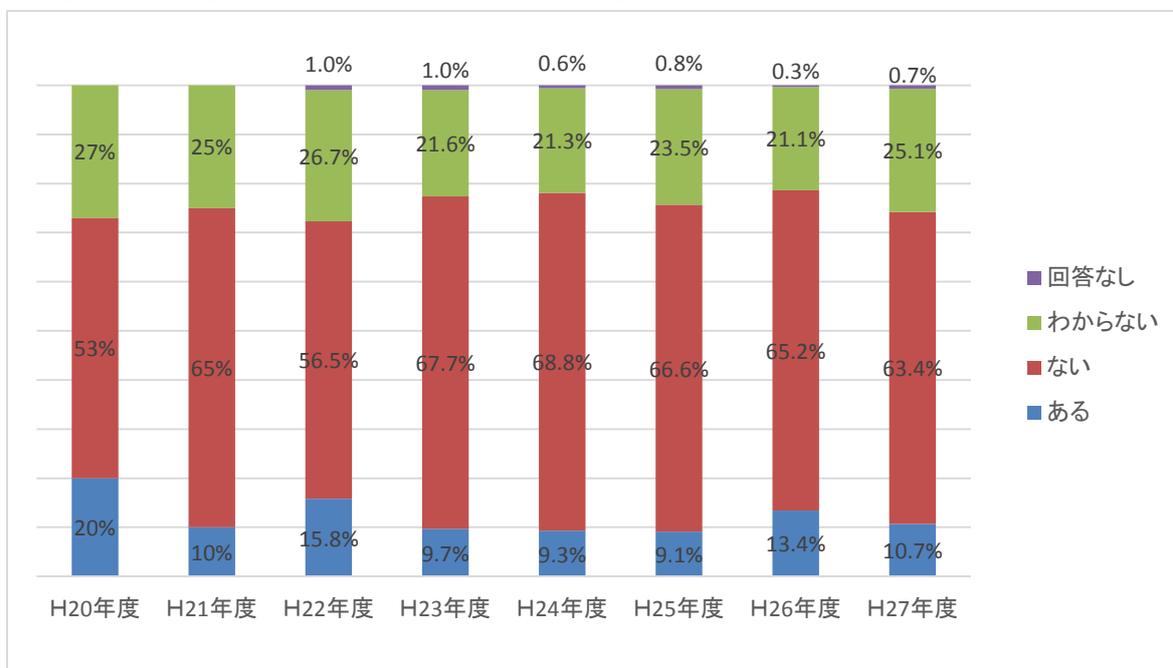


< ここから 全員回答 >

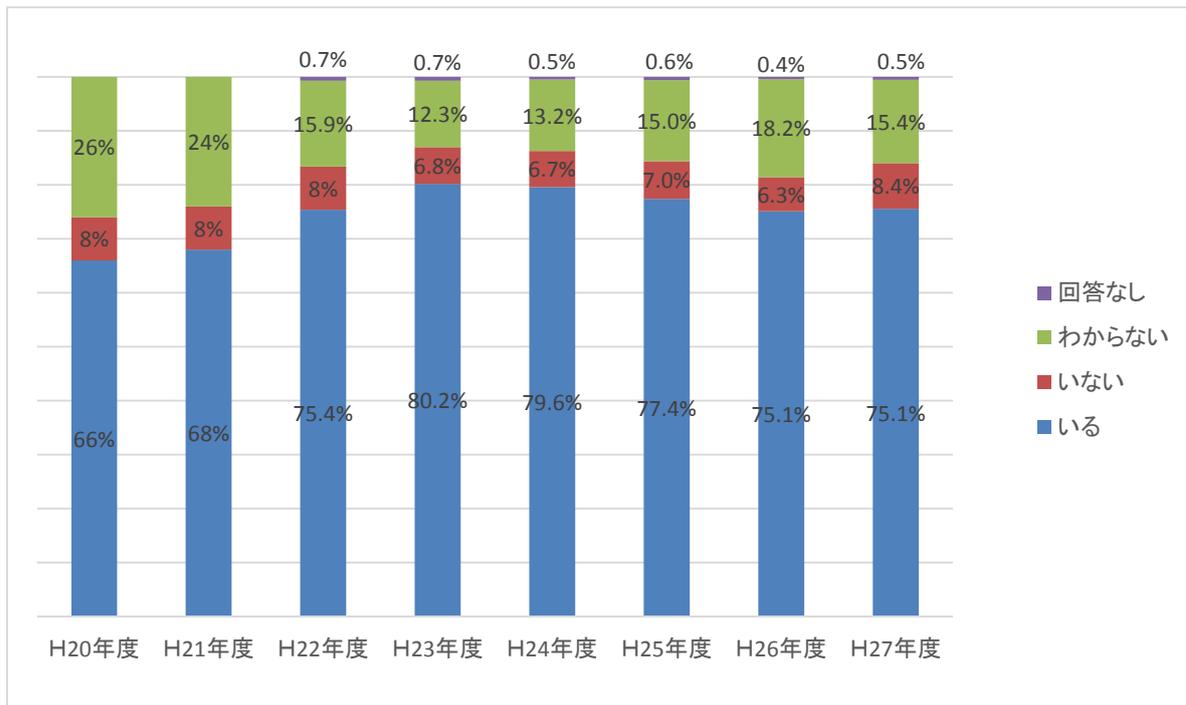
9. 相談室SK²S(スキップ)が配布している相談室のカードを持っていますか？



10. あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？

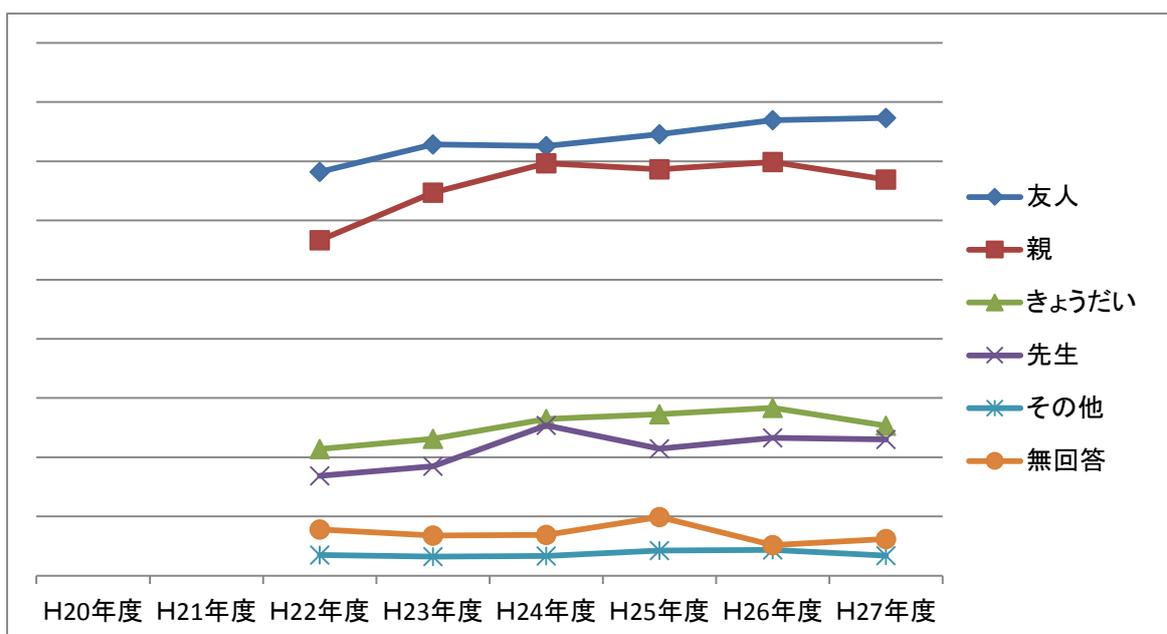


11. あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？

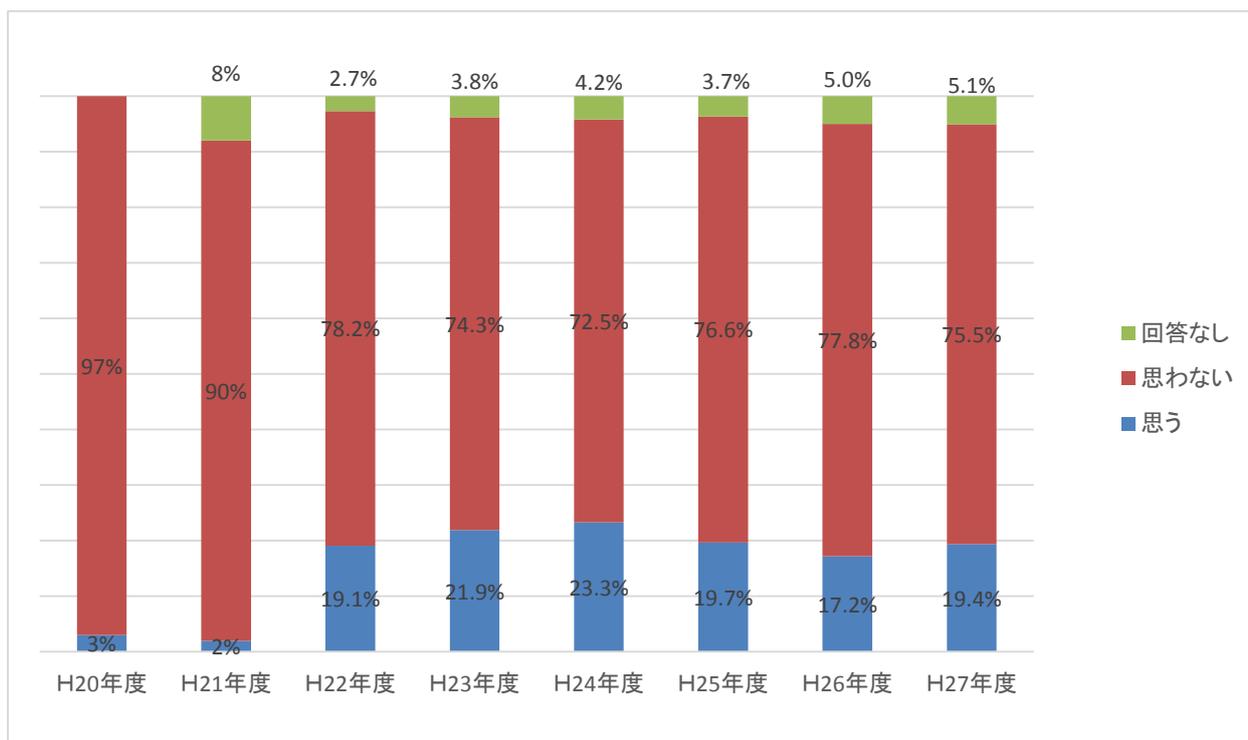


11. の相談相手について(内訳)

(注)質問 10 の内訳については、平成 22 年度から新たに設けました。



12. もし悩みがあるときは、相談室SK²S(スキッズ)に相談しようと思いますか？



(3) 志免西小学校での出張相談室

スキッズから一番遠い志免西小学校において、学校の協力を得て、出張相談室を開室して3年目になりました。これをきっかけに志免西小の子どもたちや保護者にスキッズの名前を覚えてもらう機会になりました。出張相談での子どもからの相談もみられるようになりました。



○日程

第1回出張相談室：	5月20日(水)	62名
第2回出張相談室：	6月10日(水)	51名
第3回出張相談室：	7月8日(水)	52名
第4回出張相談室：	9月16日(水)	50名
第5回出張相談室：	10月14日(水)	26名
第6回出張相談室：	11月18日(水)	50名
第7回出張相談室：	12月16日(水)	59名
第8回出張相談室：	1月13日(水)	51名
第9回出張相談室：	2月10日(水)	53名
第10回出張相談室：	3月2日(水)	51名



○時間 子どもたちの利用. 13:05~13:45 (昼休み)

○場所 志免西小学校 多目的室・相談室

○内容 スキッズがどんなところか、雰囲気を知ってもらうため、普段の相談室で子どもたちが遊んでいるものを持って行きました。
(プラ板の色ぬり・トランプ・ジェンガ・かるた・ぬりえ・魚釣りゲームなど)

○広報 別紙チラシ(資料3)を全校児童に配り、多目的室前の掲示板に次回開催日のお知らせを貼らせてもらいました。
その掲示板に「スキッズってなに？」というコーナーを学校の先生が作って下さいました。

(4) 救済委員による小中学校への訪問

昨年度に引き続き、管理職の先生が新しく志免町に赴任された学校を、救済委員が訪問し、校長先生との面談を実施しました。救済委員制度、子どもの権利相談室の実際を知り、身近に感じていただくための活動です。お忙しい中歓迎していただき、顔を合わせてお話しすることで、スキッツについて理解していただくための貴重な機会となりました。何か起きてからつながる関係ではなく、教育現場と相談室との顔の見える関係作りを大切にしたいと考えています。

○日時：平成27年 6月 10日（水） 11：00～11：50

訪問校：志免中学校

訪問者：調救済委員 相談員3名

○日時：平成27年 6月 24日（水） 10：00～10：40

訪問校：志免東小学校

訪問者：調救済委員 相談員2名

○日時：平成27年 6月 24日（水） 11：00～11：45

訪問校：志免中央小学校

訪問者：調救済委員 相談員2名

○日時：平成27年 7月 1日（水） 10：00～10：30

訪問校：志免東中学校

訪問者：調救済委員 相談員2名

【お伝えした内容】

- ・子どもの権利条例、子どもの権利相談室のできた経緯と救済活動の概要。
(子どもたちのために、関係をつなぐ役割が中心であること。)

【学校側から出された意見】

- ・志免町子どもの権利条例については知らなかったもので、今後勉強したい。
- ・子どもたちは卒業し、入れ替わっていく中で、アンケートでのスキッツの知名度が変わらないということは、スキッツを知る人は増えているとも考えられる。
- ・学校だけでなく、子どもたちの話を聴いてもらえる場所が必要だと思う。
- ・生徒も忙しくなかなか行けないだろう。SSWやSCという窓口もある。

(5) 研修

平成27年度 福岡県市町村等児童相談関係職員研修プログラム 受講内容

8月28日(金)

- ・児童相談所の組織と機能
- ・児童虐待の理解と援助
- ・CSP入門(市町村向け)

9月11日(金)

- ・虐待事例のアセスメント
- ・事例を通じた家族援助理解(ブラインド式WS)

10月6日(火)

- ・DV問題と子どもへの影響
- ・CAPワークショップ
- ・発達障害児の理解

10月26日(月)

- ・非行の理解と援助
- ・ロールプレイで学ぶ面接の技法
- ・児童虐待の理解と援助
～家族の強みを活かした支援の枠組みについて～

11月9日(月)

- ・社会的養護の現状と課題
- ・子どもの権利と福祉
- ・市町村の役割～要対協の活動から～
- ・修了証授与(対象:全講座修了者)
閉講あいさつ



(6) シーメイトこどもまつりに参加

日時：平成 27 年 5 月 5 日(木) 13:00~15:00

場所：子どもの権利相談室

子どもの権利相談室の場所を知ってもらうために、相談室で魚釣りゲームをしました。昨年度から、こどもまつりのスタンプラリーに参加しています。マグネットのつりざおで魚を釣る簡単なゲームでしたが、91 人の子どもたちが相談室に来て、楽しく参加してくれました。いっしょに来られた保護者の方には、スキズのカードを 17 枚、低学年用チラシを 4 部配布しました。



(7) 夏休み地域子ども教室での啓発活動

日時：平成 27 年 7 月 29 日 (水) 13:30~14:30 志免西小学校 (約 35 人)

8 月 5 日 (水) 13:30~14:30 志免南小学校 (29 人)

8 月 12 日 (水) 10:00~11:00 志免東小学校 (23 人)

13:30~14:30 志免中央小学校 (36 人)

子育て支援課から、「志免町子どもの権利条例」についての説明がありました。イラストなど小学生にわかりやすいよう工夫したスライドを使ってのお話でした。

次にスキズの相談員が、Q&A 仕立てのスライドで相談室についての説明をしました。「シゲちゃん」という絵本の読み聞かせもしました。子どもたちは、最後まで熱心に話を聞いてくれました。

最後に「勇気のおまもり」というアニメを視聴しました。法務省人権擁護局で作成した人権啓発ビデオで、子どもたちの身近な生活の中で起こり得る「いじめ」について考えてもらうきっかけとなるようなアニメでした。子どもたちもしっかりみてくれていました。



(8) 志免町子どもの権利フェスタ 2015 に参加

日時：平成 27 年 11 月 15 日（日） 13:00~15:00

場所：志免町総合福祉施設シーメイト

魚つりゲームをしてくれた子どもたちに、スキッツのキャラクターのしおりを渡しました。

スタンプラリーもあり、約 130 人のこどもたちが参加してくれました。

スキッツのキャラクターを身に付けた子どもたちが増えることで、子どもの権利相談室を身近に感じてもらえたら嬉しいと思います。



(9) 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2015 に参加

(事務局・安原救済委員・調済委員・相談員)

日時：平成 27 年 10 月 9 日（金） 13:30~18:00 子どもの相談・救済に関する関係者会議

10 月 10 日（土） 13:00~18:00 全体会

10 月 11 日（日） 9:30~16:00 分科会「子ども条例」

分科会「子どもの相談と救済」

場所：西東京市民会館

○全体会「連携と協働による子ども支援・子育て支援ー子どもにやさしいまちづくりー」

4 自治体から首長と副市長からの報告があり、独自の先進的な取り組みの紹介がありました。特に、名張市は市長自ら考えて様々な先進的な施策を実施されていることに驚きました。

また、芽室町における、発達支援システム（発達支援を要する方へ、乳幼児から就労期まで一貫性と継続性のある支援システム）は素晴らしく、感動しました。

○分科会「子ども条例」

最終日は「子ども条例」分科会に参加し、報告もしてきました。

最近、子どもの権利条例を制定した自治体で、三重県東員町と神奈川県相模原市から報告があり、東員町はNPOの協力で、条例を作る段階から子ども自身の参加があり、前文を子ども委員会が作成したそうです。

最近の「子どもの権利条例」づくりは、子どもの参加があり、意見が積極的に取り入れると、改めて感じました。

コラム～相談室から～



<室内の様子>



<子どもたちの作品>



志免町の子どもの権利に関してどんな相談でもできるように、相談室スキッズができて、9年目になります。シーメイトにある相談室で来室や電話での相談を受けています。（相談は無料です。）また、相談室の存在をもっと身近に感じてもらうために、相談がない時は、子どもたちの居場所として開放しています。

平成27年度は、581人の子どもたちが来室してくれました。そこでは、相談員と子どもたちが一緒にぬり絵やかかるた、トランプやボードゲームなどをして遊んだり、話をしたりして楽しく過ごしています。

相談員との交流の中で、スキッズに、親近感を持ったり、安心できる場所と思ってくれる子どもたちの輪が広がる事を願っています。これからも悩んだり、困った時には「一人で悩んでいないで、スキッズに相談してみよう。」と思ってもらえる存在になれるように心がけていきます。

<入口の様子>



5 活動を振り返って

今年度の活動と退任の御あいさつ

子どもの権利救済委員 安部 計彦

志免町子どもの権利救済委員は1期の任期を3年と定めています。私は志免町で子どもの権利救済制度が発足した時から救済委員を3期務めてまいりました。

制度発足当初は、弁護士の安原先生と臨床心理士の調先生と3人で、権利救済制度について勉強したり、住民のみなさん、特に子ども達に、どのようにこの制度を伝えていくかに試行錯誤し、パンフレットや報告書を作成してきました。またいくつかの救済申立てや、救済の申し立てはないが、救済委員自身の判断で救済活動を行う自己発意活動を3人で議論しながら進めていったのも、今では大切な思い出です。このチームで活動ができたことを誇りに思います。

志免町の子どもの権利救済制度は九州では初めてでしたが、全国的に見れば川西市など、それ以前から活動していた自治体もありました。しかし現在の志免町の活動は、全国のどの自治体にも負けない活動の質を確保していると思います。

今年度に印象深いエピソードが二つありました。一つは、志免町に転入してきた子どもが友達に家庭のことで相談したら、その友達がスキッズまで連れてきたこと。もう一つは以前に遊びに来ていた子どもが中学生になり、『昔、遊びに来ていて、スキッズなら安心して話を聞いてくれると思って』と相談に来てくれたこと。

9年間の積み重ねが、少しずつ子ども達の安心を保証する場として認知されてきたとうれしくなりました。

子どもの権利救済活動は救済委員だけで行えるものではありません。相談員さん、事務局、関心を持ち続けてくれている多くの方々のおかげだと思います。

9年間ありがとうございました。

一年を振り返って

子どもの権利救済委員 安原 伸人

早いもので、志免町救済委員として3期（9年）も関わってきました。今期限りで安部救済委員長が退任されるということになり、来期に不安を抱えつつ今、原稿を書いております。

今年度は、特に新しい試みがあったわけではないのですが、ようやく救済制度（相談室の存在）が志免町に浸透してきたことを実感できるようになったと思っております。

志免西小学校への出張相談室も好評のようですし、志免町全体に救済制度（相談室の存在）が認知されるようになったことが要因の一つだと思っております。

ただ、中学生アンケート結果をみても、相談室の認知度が約50パーセントにとどまっており、まだまだ、子供たちへのアピールが必要なことも事実です。

毎年中学校で実施されている一年生向けの人権教育学習講師でもっと救済制度（相談室の存在）を伝えていきたいと思っております。

また、子どもたちや、保護者の方だけでなく、教育する側の教員の方たちにも、救済制度が、学校と敵対する関係にはなく、子どもたちが生き生きと笑顔で活動することができるための役割を担っている存在であることをわかっていただくような工夫が必要だと思っております。

来年度は、この学校関係者に対して、救済制度がどのようなものなのか、位置づけを含め正確な情報を伝えていく場を何とか設けたいと考えているところです。

ところで、近年福岡だけでなく、他の自治体も救済制度を立ち上げており、志免町は九州初の救済制度の設置自治体としての、その活動内容や運営での問題点などの情報を提供する役割を担っております。ただ、志免町からの一方的な情報提供ではなく、他の自治体の取り組みについても参考にしながら、さらに、救済制度が志免町に住む子ど

もたちに寄り添う存在になっていけるように努力していきたいと思っております。

寄り添う存在という意味で、やはり相談員の方々の存在は外せません。来室者の数を見ても、子ども相談室は毎年、相談員の方々の創意工夫によって、子ども達にとって身近で信頼されるオープンな遊び場となっており、その活動を通じて相談の場としての認知度も上がってきております。活動報告書にもあるように、毎年研修に参加していただき、また臨床心理士の調先生の的確なアドバイスを受けて、悩みを抱える子どもたちとどのように接していけば良いのかということ、日々真剣に考えてもらっており、様々な相談内容にも適切に対応できる体制が出来てきております。

来年度は、新たに圓入救済委員が加入され、新チームとして活動することになりますので、圓入救済委員の異なる視点から、いろいろ指摘をいただき、さらなる相談室・救済制度の発展を私自身も期待して、残る調救済委員と相談員の方とともに、様々な機会を通じて子ども達が過ごしやすい街づくりに少しでもお役に立てるよう頑張っていきたいと思っております。

皆様のご協力をどうかよろしくお願いいたします。

3 期目を終えて

子どもの権利救済委員 調 優子

平成 19 年度に委員となってから、3 期 9 年の任期を務めさせていただきました。短くはない、これまでの歴史を振り返りながら、改めて現状について考えました。

志免町が子どもの権利救済制度のある相談室を作る、という話をきき、そんな理想的な話が現実にあるのかと耳を疑ったのが 10 年ほど前でした。半信半疑だったところから、条例を作った方々の熱心な思いと勇気ある行動を知り、手探りでの相談室の運用が始まりました。他市町村の取り組みを学びながら、試行錯誤の日々でした。その過程で、相談室の置かれた状況に適応しながらもよりよいものを目指し、志免町独自の進化を遂げていったと思います。

救済委員の安部先生、安原先生は権利を守るためのプロで、お二人がおられるだけで、安心感は絶大でした。ご一緒できたのは本当に幸運だったと思います。その安部先生がこの度任期を終え、退任されることになりました。一つの大きな時代が終わるような気がしています。私たちが先生から学ぶべきことはまだまだたくさんありますが、先生が築いてくださったものを、さらに発展していけるよう、次の時代に向けて歩みを進めていく所存です。

相談室には、今年度もたくさん子どもや保護者がおとずれました。本来は権利侵害に関する相談について、その申し立ての窓口として設置されているものです。しかし、相談員の方々のおかげで、ほとんどの相談がそこで解決しています。それは、相談室そのものが救済の機能を有しているからだと思います。

また相談室は居場所としても開放されており、たくさん子どもたちの支えとなっていることを、子どもたちを通して知ることができます。居場所が居場所たり得るためには、利用する子どもたちに対する配慮と温かさがが必要です。それがあって初めてその場所が安全だと感じられる環境になります。傷ついている子どもであればなおさらです。この環境

整備が、これまで相談員の方々のお力に任せきりで、相当にご負担もおかけしていたと思います。

現在、相談室がもはや単なる窓口でなく、子どもや保護者を支える場所となっています。相談をする側、受ける側のお互いにとって、より安全な居場所となるよう、役割の明確化、体系化に努めていきたいと思えます。

その他の活動としては、自治体の全国シンポジウムに久しぶりに参加しました。実際に熱心な取り組みをしている自治体の首長の話からは、強い気持ちを持つ人がいれば、状況は変えていける可能性を感じました。

ヨーロッパ子どもにやさしいまちネットワーク(ENCFC)代表のヤン・ファン・ヒルス博士の講演も聴くことができました。子どもの権利の先進国である北欧の話は、地域全体で子どもを大事にしていこうという姿勢が自然にあり、その意識の高さには驚くばかりでした。そのような社会を目指すのは、この日本の現状からは非現実的とさえ思えるほどでした。それでも、子どもの権利条例が志免町で制定され、相談室がここまで発展してきたことは、確かな事実です。この歩みを止めることなく、着実に進めていきたいと思えます。

来年度から、新たに圓入先生が加わってくださることとなりました。早速、冷静で的確なご意見を出してくださり、すでに頼もしい存在です。相談室もこれまでとは違った方向性で、さらに進化していくことができそうです。新たな時代の幕開けに期待しています。

支えてくださっている方々に感謝するとともに、今後もお支援、ご理解を心よりお願い致します。

相談員コラム



今年も、子どもの権利相談室「スキッズ」では、志免町の中学生を対象にアンケートを実施しました。

「あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？」との問いに、10.7%の子どもたちが「ある」と答えています。

又、「あなたが悩んだり困ったりしている時に相談できる人がいますか？」との問いには、75.1%の子どもたちが「いる」と答えています。

今回のアンケートで、「悩みがない」と答えた人に「相談する相手がいる」割合が高く、「悩みがある」と答えた人には「相談相手がない」割合が高い、という結果が出ました。このことから、「相談相手がいる」人は、もし悩みがあっても、その都度相談して解決できているから今の「悩みがない」のではないかと推測されました。

「相談すること」は、とても勇気がいることだと思います。

誰にも相談できなくて悩んだり、苦しい時は、子どもの権利相談室「スキッズ」を思い出してください。

「秘密は守ります」「匿名での相談もできます」「どうしたらいいかを一緒に考えます」

子どもに関することなら、大人の方も相談できます。

子どもの権利相談室「スキッズ」への電話や来室を、相談員一同お待ちしております。

井上

資 料

資料 1

志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述・・・・・・・・ 47

資料 2

人権教育学習講演後のアンケート自由記述・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

資料 3

出張相談室チラシ（志免西小学校）・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

その他

「スキッズ便り」13号・14号

志免中学校、志免東中学校への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述
(原文のまま)

質問 1 1 : もし悩みがあるときは相談室 SK²S(スキッズ)に相談しようと思いますか?

【回答 : 思う (161 人)】

- ・相談しやすそうだから。(27 人)
 - ・相談したことを秘密にしてくれそうだから。(12 人)
 - ・困っていることを一緒に考えてくれるから。(15 人)
 - ・悩みをうちあげたら楽になるから。(21 人)
 - ・親や兄弟や先生や友達にどうしても言えない悩みがあるとき相談する(11 人)
 - ・名前を言わずに相談できるから。(8 人)
 - ・信用できる。安心出来そうだから。(10 人)
 - ・SK²S行ったことがあるけど、すごく優しい人で、あそぶ所もあるから。(5 人)
 - ・前に相談したことがあって、とても話しやすかったから(3 人)
 - ・悩みを解決することができそうだから。(7 人)
 - ・たよりになると思う(11 人)
 - ・相談する人がいないから(4 人)
 - ・親や兄弟だけでは解決できなかった事を一緒に考えてくれるから。(2 人)
 - ・わざわざ、シーメイトまで行かずに、無料で電話して相談できるから。(3 人)
 - ・なんとなく(2 人)
 - ・悩みごとを聞いたりなどをしている場所はなかなかない。こういうのがあるとありがたい(4 人)
 - ・特にない(2 人)
- <その他 14 人>
- ・友達が行っていたから
 - ・友達のこと。信らい関係のこと。
 - ・友達やきょうだいはみんなにばらしそうだから
 - ・初めて会う人だし、知っている人には言わずらいからです。
 - ・悩みをかかえていたら、それをどうしたらいいかわからなくて、悩みがどんどんふえるから。
 - ・小学校でもいろいろ教えてもらったから
 - ・ストレスで頭が痛くなったりするのはもういやだから。家にいたくないから。
 - ・くわしいことをしらないから！
 - ・学校じゃない所の悩みなどもあったら相談したいと思う。
 - ・相談室だから
 - ・自分の身近な人に言えない事を話すことで自信を持つ事が出来るから。
 - ・いまはなやみはないので、もしできたら、相談してもいいかな～と思う
 - ・たのしそうだから
 - ・そういう施設(?)は、本当に自分を信じてくれると思うから。味方になってくれると思うから

【回答：思わない（342人）】

- ・親や友達など、他に相談できる人がいる。（133人）
- ・知らない人に相談したくない。（45人）
- ・相談することがない。（38人）
- ・自分で解決できる・解決したいから。（21人）
- ・相談するのが面倒くさいから。（13人）
- ・相談するまでの問題ではないから。（13人）
- ・相談する時間がない。（13人）
- ・信用できない。（8人）
- ・相談したくない。（8人）
- ・相談内容が他にもれないか心配だから。（6人）
- ・話すのが苦手・人見知りだから。（5人）
- ・行きたくないから。（5人）
- ・わからないから。（5人）
- ・相談しても変わらないから。（5人）
- ・やはり相談するかも。（4人）
- ・大事にしたくないから。（3人）
- ・なんとなく。（3人）
- ・いやだ。（3人）
- ・相談しても意味がない。（3人）
- ・場所がわからないから。（2人）
- ・相談することが恥ずかしいから。（2人）
- ・迷惑をかけたくないから。（2人）

<その他 28人>

- ・相談をしたくない訳じゃなく、元々人に自分の事の話を手相に聞いてもらって嫌な思いにさせるのが苦手だから。
- ・そんなに簡単にくじけるひとじゃないから。
- ・悩み事はしない
- ・言えない内容かもしれないから。
- ・何となく気が向かないなあと思うから。行きたくないわけじゃないので。
- ・親にどういっていけばいいのかわからないから
- ・言う→親に→先生に→さわざ→エスカレートする
言う→スキズ→何らかの解決方法→やる→暴力くる→エスカレートする　と思うから
- ・親にどういっていけばいいのかわからないから
- ・あなた達がした所どうかなるんですか？
- ・きまずい。
- ・遊ぶって感じの所だから
- ・大人に話したくない。
- ・どう使うのかも知らないから
- ・そうだんしてからどうなるかわからないから。

質問 13：相談室 SK²S（スキッズ）に質問要望があったら教えてください。

【自由記述（40人）】

- ・スキッズは、どんなことでも聞けますか？（4人）
- ・勉強などの相談もいいのですか。勉強法でも教えてもらえますか？（3人）
- ・例えばどんな相談をしたらよいのですか。
- ・どんな些細な事（友人と仲がこじれてしまった等）でも相談していいんですか？
- ・こどもいけるんですか
- ・いつもやっているのか
- ・どんなことをやっているんですか？
- ・何で表紙のみかたマンの名前を「みかたマン」にしたんですか？
- ・どこにいつもいるんですか
- ・シーメイトの中にあって、入りづらいですか？
- ・スタッフの方は何人くらいいらっしゃるんですか？
- ・スキッズは相談をする場所と書いてるけど、遊ぶだけでもきていいんですか？
- ・どんな相談員さんがいるのか。女性？どんな部屋なの？
- ・何のためにスキッズを作って何をしたいのか。
- ・なんで相談室 SK²S というものを使ったんですか？
- ・スキッズあまり知りません
- ・「SK²S」の事をもっと知りたいです。
- ・SK²S にどれくらいの相談者が来ていますか？（これまでに）
- ・何歳まで行っていいのですか？
- ・直接家に放もん（訪問？）するシステムがほしいです。
- ・スキッズで遊べる遊びを増やしてほしい。
- ・出張スキッズをしてください
- ・別に無くてもいいと思う。
- ・今はだいじょうぶです。
- ・学校でやってほしい
- ・開いている日をふやせばいい。
- ・ゲームが欲しい。（SK²S に）そしたら、もっと、人が来ると思う。
- ・がんばってください。（2人）
- ・いつもありがとうございます。また何かあったときはお世話になるかもしれません。そのときはよろしくお願いします。
- ・あざま
- ・大丈夫です。ありがとうございます。
- ・相談したいときはします。
- ・いつもおつかれさまです。

人権教育学習講演後のアンケート自由記述 意見ごとに分類（一部掲載） （原文のまま）

○インターネットについて（30件）

- ・スマホの中で思わず書いてしまうことがあるので、これからは、今まで以上に言葉に気をつけていこうと思います。
- ・さまざまな人権があるということ、インターネットではけっしてブログにいやなことなどを書かないということ
- ・ミニクイズで、かつてに動画をアップしたり、きよかなく、アップしたら、しょう象権がかかって、なにかをダウンロードして、不正になっていたら著作権になるとわかった。
- ・インターネットなどが出来、発達したことによって人が気づくところで人の心がわかってしまうことで人が気づき傷つくのがわかった。とてもわかりやすかったし、おもしろかった。
- ・インターネットを使うきかいが増えてきて、ちょっと間違っただけで、犯罪になったり、人の心をきずつけたりしてしまうのが、これから気を付けたいと思います。
- ・人権や犯罪のことについて、身近な例で考えることができて良かった。今回の授業でネットの使い方についても再確認できたので、これからも相手のことを考えて使っていこうと思った。
- ・不用意にネットで悪口を言ったりしたら、自分がいたいめをみる。

○子どもの権利・人権について（130件）

- ・人権は大切に、人権を尊重しないといけないことが分かった。
子どもには必ず全員に「権利」があることがわかりました。そして、どんなことが法律でダメかわかりました。
- ・子どもにも権利があり、それを尊重することはとても大切なことなんだとおもいました。
1人1人の人権を尊重していこうと思った。
- ・人権は自由だけのためのもんと思っていたけど、人権を尊重するということは、じゆう、そして、義務もあるんだと思った。
- ・人権というものは、この地球に生まれてきた人なら、だれでもあるとあらためて感じました。
- ・権利はみんな平等にあるものだから、それをこわしたり、こわされるのは、全然よくないなあと思いました。違法ダウンロードのことはあまり知られなかったので、よく知れて、分かれてよかったです。自分の意見は正しいのかしっかり考え発言したいと思いました。
- ・「人権を守る」という意味がよくわかった。いじめは人権が守られない。
- ・人は、生きる権利、学ぶ権利があることがわかりました。そして、国、町、県の法律について、くわしく分かった。そして、1人1人が生きる権利をそんちょうしあう必要がわかりました。
- ・身近なものでも使い方を間違えてしまうと犯罪になってしまうので気をつけたいと思いました。個人の権利をうばわずに友達関係を築きたいと思いました。
- ・自分も一人の人間として見てもらえるんだ、子どもでも権利はあるんだと感じました。これから、友達・仲間を大切にしていきたいです。友達大事！！

○法律について (27 件)

- ・法律は難しいけれど、しっかり守らないといけないと思った。
- ・色々な法律があると学びました。
- ・ミニクイズで、かつてに動画をアップしたり、きょかなく、アップしたら、しょう象権がかかって、なにかをダウンロードして、不正になっていたら著作権になるとわかった。
- ・色々な法律や、違反になるようなことをたくさん知りました。
- ・身近なものでも使い方を間違えてしまうと犯罪になってしまうので気をつけたいと思いました。個人の権利をうばわずに友達関係を築きたいと思いました。
- ・人権や犯罪のことについて、身近な例で考えることができ良かった。今回の授業でネットの使い方についても再確認できたので、これからも相手のことを考えて使っていこうと思った。
- ・「キモイ」や「うざい」などが犯罪とは知らなかった。他にもいろいろなことが分かった。
- ・自分が思っているよりも、憲法って厳しいんだなーって思いました。いろいろ細かいルールがあって、録画はイイけど、投稿する場合はアウト、というのがよく分からなかったです。それに弁護士の仕事についての話も聞けたので良かったです！！

○弁護士について (84 件)

- ・弁護士のバッジには、ひまわり、はかりがデザインされていることが初めて知りました。そして、そのデザインには、意味があることを知り、ひまわりは、自由と正義、はかりは、公正と平等の意味がこめられていることが知れたので良かったです。
- ・弁護士は、裁判だけでなく、広い分野で仕事をしていることが分かった。
- ・不正じゃないと思っていても、意外と不正になったりして怖いと思いました。弁護士の方たちは裁判など他の仕事もあって試験とかもあって大変だな～と思いました。
- ・いろいろな法律があること、自分の行動は、考えて行うことが大切だと思いました。弁護士は、私たちの人権を守ってくれる大切な存在だと感じました。

○いじめについて (22 件)

- ・「人権を守る」という意味がよくわかった。いじめは人権が守られない。
- ・人がいやがることはしない。悪口などをかくて、自殺にもつながるので、気をつける。
- ・差別の悲しさについてあらためて分かった。いじめについてあらためて考え直した。
- ・すごいわかりやすい話で、私達子どもにも簡単に人をキズつけたり、自殺においこんでしまうかのうせいがあることが改めてわかりました。
- ・悪口などを言っても、自分が悪くなるだけで、なにもいいことがなく、それに、相手もきずつけてしまうのでやっぱり悪口などは、言ったらだめだなと思いました。
- ・命の大切さ、そして、いじめはぜったいにしてはいけないことがわかりました。
- ・「ウザイ」と言ったり、その話に参加した人も、犯罪になることを初めて知りました。一度に人の悪口を言ったり、人の言ったことに同情したら、イジメになるから、絶対にしないようにします。インターネットの使い方も気をつけていきたいです。
- ・いじめで、人が、死ぬことも、あること。

○志免町について (7件)

- ・九州で志免町がはじめて子どものけんり条例がつくられたというのがとてもすごいと感じました。
- ・子供の人権の条例を志免町がつくっていることを初めて知りました。これからも友達の人権などを尊重してすごしたいです。
- ・今日は、法律と志免町子供の権利条約、個人情報のことについてよくわかりました。
- ・志免町にも、「権利条件」があることがわかりました。
- ・個人にある人権についてよく分かった。志免町に子どもの権利条例があつてよかったなと思った。弁護士の仕事について、はじめて知ったことばかりだったけど、大変な仕事なんだな、と感じた。
- ・「志免町子どもの権利条例」というのがあるということが分かった。バッチのひまわりと稗の意味が分かった。私たち自由であり、それぞれ異っているということが分かった。
- ・人権や、志免町子どもの権利条例についてくわしく聞けたからよかったです。これからは、何かに書く時、これは本当に書いていいか考え、言葉に気をつけて書きます。また、「いじめ」にならないようにしていきます。

○その他 (43件)

- ・世の中には色々なことがあるんだなあと感じました。
- ・今日学んだことを意識して、生活しようと思う。
- ・自分の身近にもいろいろ危険なことがあるとわかった。
- ・自由をはきちがえない。
- ・一ついやなことがあったからって、自分悪くないと思ってたらダメってあらためて感じました。あとお話がすごく分かりやすかったので、こうやって知ることができました。楽しかったです。
- ・これから言葉を人に向けて発するときには、言われた人がどんな気持ちになるか考えて言う。
- ・あいてのことを大切にすることが今日の内容で一番わかりました。
- ・とても身近なことを分かりやすく教えてくれた。自分たちが使っている物の使い方をあやまると恐ろしいことになるということがわかりました。

スキップ が

(子どもの権利相談室)

志免西小にきます。

5/20(水)・6/10(水)・7/8(水)

ひるやす たもくてきしつ あそ
お昼休みに多目的室に遊びにきてね。
ようい
おもちゃを用意してまってるよ。



子どもだって困ったり悩んだりするよね。

そんな時スキップでは、

みんなからの相談をきいたり、

どうしたらいいか一緒に考えるよ。



スキップ(子どもの権利相談室)は、シーメイトの中にあります。

シーメイトは遠くていけない・・・という人のために、

スキップが志免西小学校にやってきます。

スキップがどんなところか知りたい人は、多目的室にぜひ来てみてくださいね。



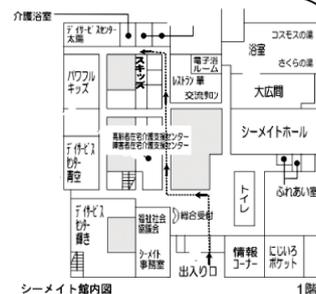
保護者の方へ・・・

スキップでは、子どもだけでなく大人の方の相談も受け付けています。
お子さんのことで気になることがありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

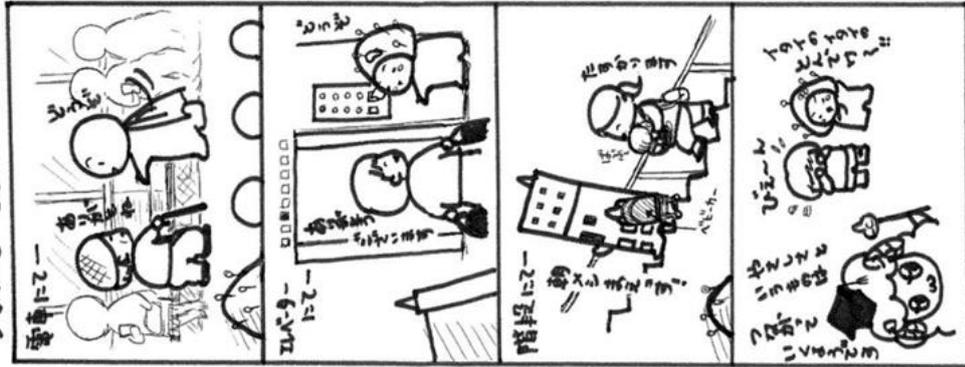
開室日 火・木曜日 昼1時～夜7時
土 朝10時～夕方5時

☎ 0120-928-379 (無料)

志免町総合福祉施設 シーメイト内



つながる きもち



by かなやん

やさしさがつながるって素敵な考えだね。
相手を思う気持ちが少しずつつながって、
みんなのまわりひろがるといいね。

相談員の紹介



4月よりスキッズにきました、大串です。
私は、子ども達の笑顔が大好きです。

笑顔に出会うとほっこり幸せな気分になり
ます。お話を聞く事も好きなので、もし、
困ったり、悩んだりして、笑顔になれない時があったら、
ぜひ、スキッズにお話に乗ってください。
もちろん楽しいお話も待っています・・・
どうぞよろしくお願います。



5月5日 シーメイト子どもまつり

5月5日の子どもの日、シーメイト子ども
まつりが開催されました。スキッズもスタン
ドラリーに参加しました。91人の子どもた
ちが、スキッズにやって来て、魚釣りゲーム
を楽しんでくれました。



安原教済委員の人権教育講演 【中学1年生対象】



昨年、安原教済委員(弁護士)が、志免町の中学1年生を対象に人権教育講演を行いました。子どもの人権についての話や、「志免町子どもの権利条例」は、九州で初めて作られた子どもの権利についての条例で、みなさんの財産です、という話がありました。それから、身近な事例をもとに、ネットへの書き込みについて、書き込んだ人と書かれた人、それぞれの立場に分かれて意見を話し合い、発表しました。「軽い気持ちでも、ブログやLINEなどに書き込んだことが広がってしまうことで、犯罪と評価されることにつながる場合もある。」という話をされました。



人は、もともと自由でそれぞれがいます。ただし、人の権利を侵害しないことを前提とした権利なので、インターネットは気軽に使えるからこそ、権利侵害をしやすいので気を付けましょう。生徒のみなさんは、この話を自分のこととしてしっかりと受けとめていたようで、アンケートでは、「今後気を付けようと思う。」といった感想が多くみられました。



志免町子どもの権利相談室

スキッズ便り

VOL.13

H27.7

志免町総合福祉施設
シーメイト内
福岡県糟屋郡
志免町大字志免 451-1



携帯からも
アクセスできるよ

【開室日時】

火・木 13:00～19:00 土 10:00～17:00 祝日はお休みです

☎ 0120-928-379 (相談専用)

おしえてみかたマイン



Q1: 相談員ってどんな人?

A1: 相談員は、みんなの話をきいて、
どうしたらいいかを一緒に考えるよ。

Q2: 救済委員ってどんな人?

A2: 救済委員は、子どもの権利に詳しい専門家で、
みんなの悩みを解決するお手伝いをしてくれるよ。

相談員も救済委員も、「子どもにとっていちばんいいこと」を子どもとつっしょよになって考えて実現していくよ。

自己紹介

～ 子どものころの夢～

しまざき です。

「どこでもドア」がほしいな～と思ってました。
(まだ日本から出たことないので今でもほしい。)



いのうえ です。

「犬と関わる仕事をしたい」と思っていました。
(今、スキツズで夢をかかえています。)



おおぐし です。

気球に乗っているいろんな所に行き、
たくさんの方に出会えたらいいな
と思っています。



安部 救済委員 (西南大学教授)

弾丸列車 (新幹線) に乗る
(新幹線もまだ通っていかなくて、学習雑誌の
紹介記事を見て思いました。)



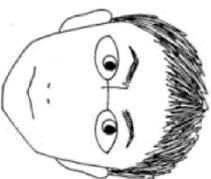
調 救済委員 (臨床心理士)

・イカフライを一袋、ひとりですべて全部食べる
・サンリオショップの店員

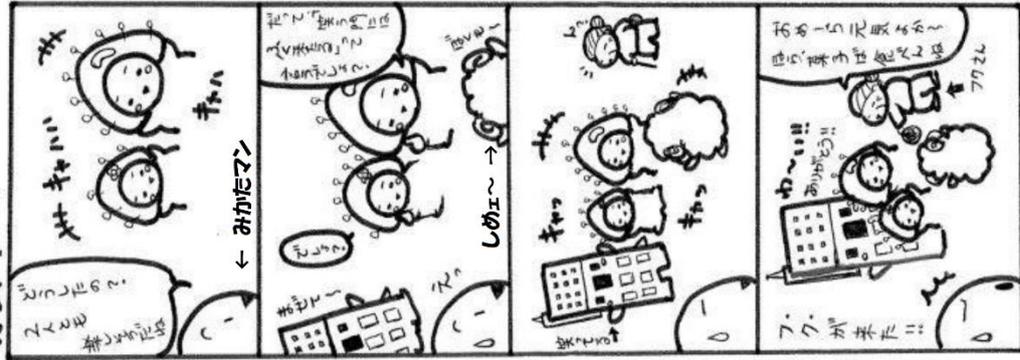


安原 救済委員 (弁護士)

プロテニスプレイヤー
(部活動が軟式しかななくて挫折。)



笑う門には...



by かなやん

笑っていたら、本当にフクさんが福を持ってきてくれたんだね。ながめていたみかたマンにも、みんなにも福が来るといいね。

子どもの権利フェスタ

11月15日(日)シーメイトにてこどもの権利フェスタがありました。たくさんの方にスキッズを知ってもらったための展示と、魚釣りゲームをしました。参加してくれた人には、スキッズのキャラクターのしおりをプレゼントしました。



おしえてみかたマン

- Q1: 相談したいときはどうしたらいいの？
シーメイトにあるスキッズに来てもいいし、電話でもいいよ。(携帯電話からもOK)
- Q2: 相談するのにお金はかかるの？
相談は無料だよ。フリーダイヤルなので電話代もかからないよ。
- Q3: 相談するとき、自分の名前を言わなくちゃいけないの？
あなたが言いたくないときは、名前を言わなくても相談できるよ。



こどものみかたマン

夏休み チャレンジ広場

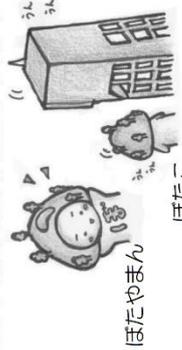
夏休み、町内の4つの小学校のチャレンジ広場に行きました。スライドやビデオを使って、権利条例のお話やスキッズの紹介をしました。参加してくれたみんなは、しっかり話を聞いてくれました。



こんなことないかな？

そんなときはスキッズにおしえて！

困っているときはひとりで悩まなくていいよ！
あなたの話をきいて、どうすればいいか、わたしたちもいっしょに考えます。
話したことで困ったことにならないように、あなたの秘密を守ります。安心してね。



ほたやまん

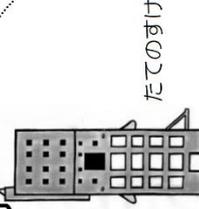
イヤなことされた
これってはじめ？
いやなこと言われた
イライラする

悲しい

こまった

話をきいてもらえない

不安



たてのすけ



携帯からもアクセスできるよ

VOL.14
H27.12

志免町総合福祉施設
シーメイト内
〒811-2202
福岡県糟屋郡
志免町大字志免 451-1

スキッズ便り

志免町子どもの権利相談室

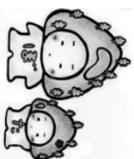


平成27年度 中学生アンケート結果

平成27年9月実施 回答人数 1211人

ご協力ありがとうございました。

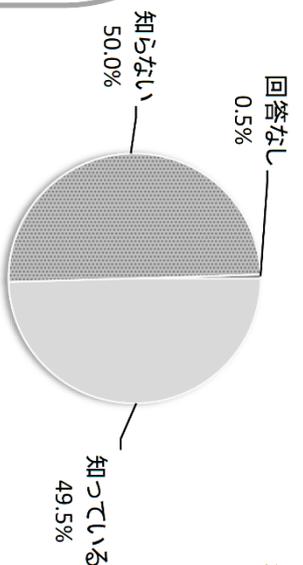
～記述回答の質問にお答えします～



- スキツ又は、どんなことでもきいてくれますか？
いやなこと、困ったこと、心配なこと、反感とのこと・・・ものすごく困ったことじゃなくても、どんな小さなことでもききます。子どもに関するのなら、大人も相談できます。
- 勉強などの相談もいいですか？勉強法でも教えてもらえますか？
残念ながら勉強は教えられません。でもどうしたらいいか、一緒に考えることはできるかな・・・？
- スキツではどんなことをやっているんですか？
みんなの話を書いたり、どうしたらいいかを一緒に考えたりしています。相談がない時は、遊ぶこともできます。遊びに来た子は相談員と一緒に、ウイヤ人主ゲームをしたり、ぬり絵をしたりして思い思いに1時間を過ごしています。(遊べる時間は1時間までと決めています。)
- 何歳まで行っているのですか？
志免町の権利条例で、子どもは18歳までとなっています。小学生以上なら、子どもだけでも来ることが出来ます。(小学生までのお子さんは保護者と一緒に来てください。)

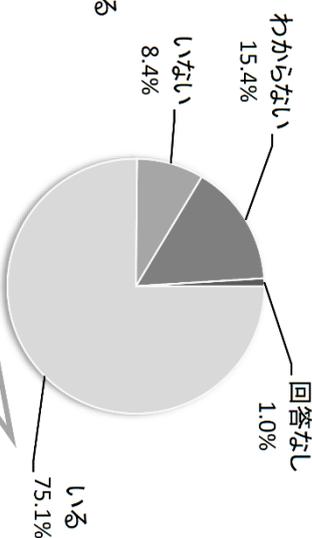
49.5%の中学生がスキツズを「知っている」と答えています。

質問3:「志免町子どもの権利相談室SK35(スキツズ)」を知っていますか？

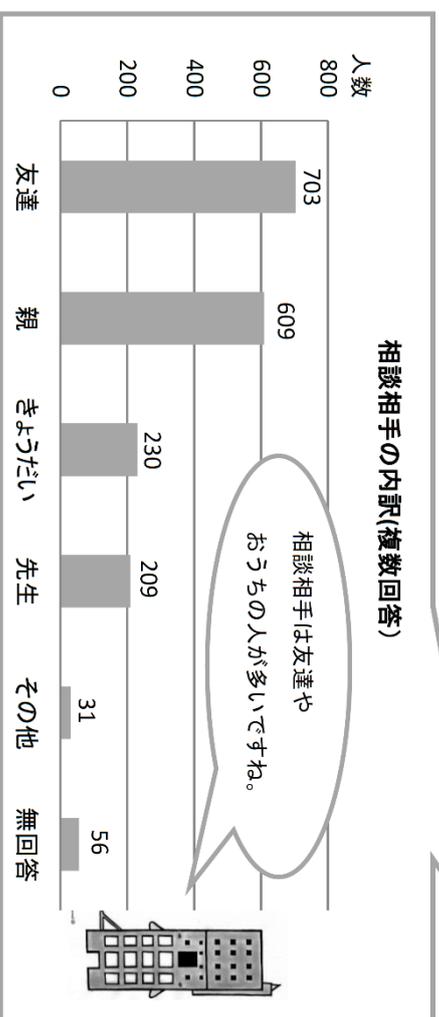


相談相手がいる人は全体の75.1%です。

質問1:あなたが悩んだり困ったりしている時に相談できる人がいますか？



相談相手の内訳(複数回答)



相談相手は友達やおうちの人が多いですね。

相談相手が「いる」という人は心強いですね。悩みはひとりでかかえこまないで、だれかに話すことが大切です。すっきりと気持ちを整理できたりします。もしも誰にも話せなくて困ったとき、「志免町にはスキツズもある」ということを思い出してもらえるとうれしいな...と思います。



志免町子どもの権利相談室 SK²S (スキッス)

火曜日・木曜日 昼 1 時から夜 7 時
土曜日 朝 10 時から夕方 5 時
0120-928-379 (相談専用)

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免 451-1
志免町総合福祉施設シーメイト内
TEL : 092 - 935 - 1750